

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

☒ 所属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第1地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和6年12月10日(火) 午後2時	
開催場所		オンライン開催・東部区民事務所2階多目的室	
案件		関係機関案件 (1) 豊島税務署からのお知らせ【回覧】 (2) 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (3) 巣鴨警察署からのお知らせ 【回覧】 (4) 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 豊島区案件 (1) 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて (2) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について (3) 区民ひろば朝日について (4) 福祉総務課からのお知らせ ① 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について (5) 区民活動推進課からのお知らせ ① 令和7年度国勢調査について ② ひろばカフェZOOM講座について ③ LINE公式アカウント作成講座について ④ 町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開の可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	古沢 秀明 委員長(折戸協和町会) 天沼 友一 副委員長(巣鴨五丁目朝日町会) 田邊 貞子 委員(巣鴨一丁目町会) 岡島 博 委員(江戸橋町会) 鳥居 幸譽 委員(巣鴨親和町会) 湯田 健一 委員(巣鴨三四丁目清和町会) 鈴木 宏治 委員(巣鴨四丁目協和町会) 塚本 貞司 副会長 (巣鴨三親町会) 田中 隆 委員(栄和町会) 町田 光子 委員(巣鴨三明町会) 河合 進 委員(巣鴨五丁目大親町会) 田崎 謙一郎 委員(西巣鴨新田町会) 染谷 清直 委員(西巣鴨共和会) 桐ヶ谷 清一 委員(庚申塚町会) 石合 周平 委員(西巣鴨睦町会) 樋口 昌男 委員(西巣鴨四丁目親交町会) 渡部 義治 委員(巣鴨三親町会)	
	常 任 相談役	川瀬 さなえ	
		豊島税務署個人課税第1部門 柳原上席調査官	

	説明者	豊島消防署 高橋巢鴨出張所長 巢鴨警察署 生活安全課 谷口警部 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 大木 学校施設課長 小島 治安対策担当課長 小倉 地域区民ひろば課長・井上区民活動推進課長 小林 福祉総務課長 高桑 東部区民事務所長
	区	高桑 東部区民事務所長
	地区担当課長	水上 自立促進担当課長
欠席者	委員	指出 正明委員（西巢鴨二丁目町会）
	常任相談役	島村 高彦 儀武 さとる 池田 裕一 入江 あゆみ
	区	藤田 区民部長
事務局		東部区民事務所（地域振興G）山川、林田

質疑応答要旨
関係機関案件
1. 豊島税務署からのお知らせ【回覧】 （説明：豊島税務署 個人課税第1部門 上席調査官） 質問（委員） e-Taxにトライしたが完結できなかった。最後に出てくる書類を頂く方法を教えてほしい。 回覧（上席調査官） 税務署に相談してほしい。 質問（委員） スマホを推奨しているが資料はどうしたらよいか。 回覧（上席調査官） 電子送信なら資料提出は不要となる。建物売却と住宅ローン控除を初めて受けるなど特殊なケースは必要となる。一発的なものは添付不要である。
2. 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 （説明：豊島消防署 巣鴨出張所長） （質疑なし）
3. 巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 （説明：巣鴨警察署生活安全課 警部） （質疑なし）
4. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 （説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長） （質疑なし）
豊島区案件
1. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて （説明：学校施設課長・施設計画担当課長） 意見（委員） すでに説明会が行われた。仰高小は最後なのでまだ先の話と思っている。 意見（委員） 清和小学校についても、よろしくお願いします。 意見（委員） 仰高小学校だが、現時点では特にはない。
2. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について （説明：治安対策担当課長） 意見（委員） 3日前に近辺においてドコモ料金不足の電話があった。怪しいので対応しなかった。 意見（委員） 犯罪を犯す人は手を変え品を変えやってくる。知らない電話番号には出ない。クリックしない。気をつけたい。
3. 区民ひろば朝日について （説明：地域区民ひろば課長・区民活動推進課長）

(質疑なし)

4. 福祉総務課からのお知らせ

- ① 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について
- ② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明:福祉総務課長)

質問(委員)

前任者が死去により古い名簿が引き継がれていない。

回答(福祉総務課長)

返却については主管課である防災危機管理課に相談して頂きたい。

もしくは次回お越しの時にその旨を申し出て頂ければ対応させて頂く。2月期に再度説明させて頂く。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

(説明:東部区民事務所長)

- ① 令和7年度国勢調査について
- ② ZOOM勉強会
- ③ひろばカフェZOOM講座について
- ④ LINE公式アカウント作成講座について
- ⑤ 町会・自治会活動紹介チラシについて

(質疑なし)

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第2地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和6年12月3日(火) 午前10時00分～11時00分
開催場所		帝京平成大学池袋キャンパス内集会室
案件		1. 他機関案件 (1) 豊島消防署からのお知らせ (2) 池袋警察署からのお知らせ (3) 巣鴨警察署からのお知らせ (3) 令和6年度「歳末たすけあい・地域福祉活動募金への協力について」 2. 豊島区案件 (1) 地震災害の防災対策委員会による防災に関するチラシの配布 (2) 「年末年始の資源回収・ごみ収集のお知らせ」の回覧について (3) 第36回ふくし健康まっりの開催について (4) 区民活動推進課からのお知らせ ①令和7年度区民交通傷害保険の団体加入について ②令和6年度区政連絡会のオンライン開催について ③令和7年度区政連絡会日程(案)について ④2025年区政連絡会委員手帳の配布について 3. 町会連合会案件 (1) 町連だよりについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	岡部 俊夫 委員長 (上池袋東雲町会) 林 総一郎 副委員長 (上池袋昭和町会) 岩谷 純子 代理委員 (宮仲町会) 竹下 友康 委員 (東池袋東和町会) 橋詰 周吉 委員 (北大塚伸和町会) 石原 裕 委員 (池袋東一町会) 小峰 博 委員 (上池袋町会) 武石 雅彦 委員 (上池袋三丁目町会) 亀山 孝安 委員 (上池袋池八町会) 菅澤 省吾 委員 (東池袋一丁目中央町会) 大関 義明 委員 (東池袋サンシャイン町会) 小澤 良子 委員 (東池袋中部町会) 武内 巧 委員 (東池袋四丁目南町会)
	説明者	利根川 豊島消防署 防火管理係長 高橋 池袋警察署 生活安全課長代理 上村 巣鴨警察署 警部補 早川 男女平等推進センター 相談係長 渡部 生活産業課 商店街振興係長 田中 図書館課長 平林 都市計画課 都市計画係長 河野 交通政策担当課長 五十嵐 区民活動推進課 地域振興係長 星野 区民活動推進課長
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	
	区	
欠席者	委 員	染谷 栄一 委員 (北大塚上池袋宮新町会) 服部 洋司 委員 (池袋東口本町会) 石川 宜司 委員 (東池袋南大塚仲町会) 高野 俊晴 委員 (新東一町会) 野口 英男 委員 (東二町会)
	常 任 相談役	竹下 ひろみ 星 京子
	地区担 当課長	後閑 教育施策推進担当課長
	区	藤田 区民部長 井上 区民活動推進課長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・岩間

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 地域防災担当主任)

質問（副委員長）

追加でお願いしたら旗はいただけるのか。

回答（地域防災担当主任）

今回は2枚のみのお渡しとなる。

(2) 池袋警察署からのお知らせ

(説明：池袋警察署 生活安全課長代理)

質疑応答なし

(3) 巣鴨警察署からのお知らせ

(説明：巣鴨警察署 警部補)

質疑応答なし

(4) 令和6年度「歳末たすけあい・地域福祉活動募金への協力について」

(説明：豊島区民社会福祉協議会 総務課長)

質問（委員）

地域活動助成金はいつ頃交付決定されるのか。

回答（総務課長）

今月中に審査を行い、交付決定する。

2. 豊島区案件

(1) 地震災害の防災対策委員会による防災に関するチラシの配布

(説明：防災危機管理課長)

質問（委員長）

次回の開催時に赤い手持ちバッグを持ってくればいいのか。

回答（防災危機管理課長）

ご認識のとおり。

(2) 「年末年始の資源回収・ごみ収集のお知らせ」の回覧について

(説明：ごみ減量推進課長)

質疑応答なし

(3) 第36回ふくし健康まつりの開催について

(説明：障害福祉課長)

質疑応答なし

(5) 区民活動推進課からのお知らせ

- ①令和7年度区民交通傷害保険の団体加入について
- ②令和6年度区政連絡会のオンライン開催について
- ③令和7年度区政連絡会日程（案）について
- ④2025年区政連絡会委員手帳の配布について

(説明：区民活動推進課地域振興係長)

質疑応答なし

3. 町会連合会案件

(1) 町連だよりについて

(説明：豊島区町会連合会 事務局長)

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第3地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和6年12月9日（月） 午後2時00分～4時00分
開催場所		池袋第3区民集会室
案件		1. 他機関案件 （1）令和6年分確定申告について （2）池袋警察署からのお知らせ （3）豊島区シルバー人材センター会員募集について 2. 豊島区案件 （1）豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について （2）福祉総務課からのお知らせ ①令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ②災害時要援護者地域共有名簿の配布について （3）住宅宿泊事業（民泊）について （4）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて （5）区民活動推進課からのお知らせ ①令和7年度国勢調査について ②ひろばカフェ ZOOM 講座について ③LINE 公式アカウント作成講座について ④町会・自治会活動紹介チラシについて ⑤令和7年度区政連絡会の日程について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	木内 晴一 委員長 (池袋三丁目親交町会) 岸本 明 副委員長 (池袋二丁目原町会) 加藤 徹 委員 (西池袋一丁目町会) 岸野 俊六 委員 (西池袋南町会) 齋藤 泰子 委員 (西池袋丸山町会) 西山 隆 委員 (西山町会) 戸澤 佳子 委員 (池袋二丁目曙町会) 佐藤 正敏 委員 (池袋二丁目親睦町会) 若村 進 委員 (池袋御嶽町会) 岡 弘之 委員 (池袋三業町会) 手塚 忠男 委員 (池袋二丁目恵比寿町会) 仙浪 博一 委員 (池袋仲町会) 兼村 仁 委員 (池袋二丁目南町会) 佐藤 智重 委員 (池袋三丁目北町会) 玉川 洋子 委員 (池袋四丁目西町会)
	説明者	豊島税務署 柳原 上席調査官 池袋警察署 高橋 生活安全課課長代理 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 秦 生活衛生課長 大木 学校施設課長 宮本 学校計画課長 井上 区民活動推進課長
	常 任 相談役	西山 陽介 芳賀 竜朗 中澤 まさゆき
	地区担 当課長	八木 総合窓口課長
	区	藤田 区民部長 井上 区民活動推進課長
欠席者	委 員	平田 光子 委員 (池袋四丁目町会)
	常 任 相談役	小林 弘明 清水 みち子
	地区担 当課長	
	区	
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・井上 (千)

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 令和6年分確定申告について

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質問（委員長）

確定申告が自宅からスマホで出来るようになったとのことだが、以前のカードリーダーを購入してeタックスで申告する方法はもうなくなったのか。

回答（上席調査官）

スマホでの作業が可能になった。また、パソコンであってもカードリーダーは不要になった。

質問（委員長）

これからは全てスマホで、当日行って作成する場合でもスマホ持参とのことだが、手書きの申告書類を持って行って相談するというのはいないのか。

回答（上席調査官）

税務署のほうでもスマホでの作成を前提に、申告書を作成していただいている。手書きのサポートはもうやっていない。

(2) 池袋警察署からのお知らせ

(説明：池袋警察署 生活安全課課長代理)

質疑応答なし

(3) 豊島区シルバー人材センター会員募集について

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

(説明：治安対策担当課長)

質問（委員）

着信番号で、電話番号の頭に「+1844」がついた番号からかかってくる。これは詐欺か。

回答（治安対策担当課長）

海外からの国際電話であり、可能性は高い。着信したくない場合はドコモ等の契約している会社に申し込めば、着信拒否にしてもらえる。最近は「0120（フリーダイヤル）」の代わりに「+80」で始まる番号を使っていることもある。怪しい番号はインターネットで「+何番」で検索していただくとよい。それでも不安であれば管轄の警察にご相談いただきたい。

質問（委員）

N T Tに国際電話を全部着信拒否にしてもらったのに、まだかかってくる。

回答（治安対策担当課長）

電話会社で解決できない場合は、国際電話お取り扱い受付センターにお問合せいただき

たい。平日、土日9～17時、0120-210-364から相談できる。これは総務省と警察庁連携でお知らせしているところである。

(2) 福祉総務課からのお知らせ

- ①令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選について
- ②災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明：福祉総務課長)

質問（委員長）

コピーした場合は、私が複写簿をつけて、私が保管しておくだけでいいのか。区に渡す必要はないのか。

回答（福祉総務課長）

様式3は町会の内部で管理していただくものである。区に提出は必要ない。

質問（委員長）

受領誓約書も私が管理すればよく、区に提出しなくてもよいのか。

回答（福祉総務課長）

区への提出は要らない。あくまで様式4は参考様式である。町会内で適切に管理していただければよい。

(3) 住宅宿泊事業（民泊）について

(説明：生活衛生課長)

意見（委員）

私の家の近所にも民泊がある。鍵をマンションの脇の鍵箱にいれ、手渡しでは鍵の受け渡しをしていない。民泊とはよく分からない。鍵あけに戸惑っている人をたまに見かける。

回答（生活衛生課長）

民泊の場合、その鍵箱での受け渡しはルール違反になる。保健所に通報していただきたい。

質問（委員）

民泊に届けでているかどうか、我々には分からないがどうしたらよいか。

回答（生活衛生課長）

住所とか建物名の部屋番号が分かれば、保健所に電話いただければ民泊か確認できる。

質問（委員）

鍵箱に入っているの、どこの部屋が民泊なのか分からない。

回答（生活衛生課長）

玄関やポストに、ステッカーが貼ってあれば民泊である。なければ賃貸住宅である。賃貸住宅の場合はオーナーに連絡していただくことになる。

質問（委員）

きちんと民泊に登録している物件かどうかは、例えば区役所のホームページなどで我々が検索できるシステムになっているか。

回答（生活衛生課長）

インターネットから区のホームページで区内の民泊一覧などが検索可能である。

質問（委員）

あるのであれば資料に載っていないのはおかしい。そういった点も含めて周知してほしい。保健所だけにまかせているもおかしいと思うが、警察や消防含めて情報を共有してほしい。民泊の情報は警察も共有されているという認識でよいか。

また、民泊始めるので判子くださいと、外国籍の方がアポイントもとらずにいきなり来ることがある。この点は、保健所から文書か電話で町会長に先に情報提供がほしい。

回答（生活衛生課長）

警察に限らず、区のホームページで公表している。書類の審査中は載っていない。更新が3か月に一度になっているので、その間の新規登録も載っていない。事業者から連絡が来る前に区役所から連絡が欲しいということについては、該当エリアに届け出があった場合は個別にお知らせする。

質問（委員）

町会長あてに、町会内の事業者リストを渡してくれた方が、その都度尋ねなくていいのでそのほうがいいのではないかと。今は何でもインターネットでというが、それが得意な年代ではないので、できればペーパーのほうがいい。特に当町会の場合はテナントが多く、又貸し・又又貸しも多い。災害・火災の時は手の打ちようがないのが現状である。

回答（生活衛生課長）

全地区の民泊の説明が2月に終わる。終わった段階で各町会にインターネット公開レベルの情報であれば、リストとしてお送りしたい。

質問（委員）

うちの町会も去年くらいから民泊業者からの連絡が増えている。業者の連絡はどういうルートでやってきているのか。区役所を通してきているのか。

回答（生活衛生課長）

資料のように、区役所への届け出と同じくらいのタイミングで事業者から連絡が来ていると考えられる。連絡が来てからすぐ民泊が始められる訳ではなく、大体2～3か月くらい区役所の審査がかかるので、そのあとに民泊事業が始まる形になる。

意見（委員）

区民活動推進課がもう少し関わるほうがよいと思う。私のところにも急に事業者が来て、そのあと管理業者が来たケースがあった。我々の問題としては「町会に入ってください」ということである。相続などで基本的に戸建てがなくなり、世帯数は減っている。民泊やホテルも多い。ホテルはホテル組合の関係で町会費が支払われているが、民泊は組織がないので困る。もっと区民活動推進課が絡んで、民泊事業者に町会に入るように指導してほしい。

あと、もう一点、戸建ての民泊はLOOPがついていることが多い。道にはみ出したり、道も狭あいである。どこに言ったらいいのかわからないが、LOOPも一気に使用が広まり、今後問題になっていくと思う。

質問（委員）

入口のステッカーに書いてある電話番号は、かけても通じないことが多い。

回答（生活衛生課長）

その時は保健所に連絡をお願いしたい。

質問（委員）

最近では一棟貸しの民泊もある。民泊に泊まった人が新しいスーツケースを買い、古いスーツケースを隣のマンションのごみ箱に不法投棄で捨てられたということがあった。

回答（生活衛生課長）

そういう現場は目撃次第、保健所に連絡をお願いしたい。宿泊者が「旅の恥はかき捨て」で悪さをすることがある。調査をして、ごみの処分についても事業者と調整したい。

質問（委員）

今のケースで言うと敷地内では処分できないので、そういう場合は敷地の外に出して電話して、回収してもらうことになるのか。

回答（生活衛生課長）

民泊の場合は一般ごみではなく事業ごみになる。民泊業務の範囲内であれば事業者に処分してもらうことになる。

質問（委員）

詐欺対策もあり、私は登録番号以外からの電話はブロックしている。民泊業者の知らない電話番号からかかって来ても出ない。やはり、先方から直接ではなく、先ほど申し上げたとおり区にワンクッションしていただかないと、連絡が受け取れない。

回答（生活衛生課長）

民泊事業者からのお知らせは、最低限手紙がポスティングされる。手紙プラス電話か対面で業者は連絡することになる。手紙がなく電話だけはNGである。タイミングによっては事業者の連絡と前後するかもしれないが、該当町会内の物件については個別に連絡する。

意見（委員）

民泊は公道沿いだけではなく、細い路地沿いにもある。細い路地には町会の街灯がある。町会の灯りで明るくした場所で商売をやるのならば、やはり町会加入をお願いしたい。

また、先ほど電話しても通じないとあったが、それはおかしい。認可した保健所が責任を持って管理し、行政がもっと目を光らせて欲しい。連絡が取れない業者はブラックリストを作って、真面目な業者とブラックリストの業者は差をつける等もした方がいい。

回答（生活衛生課長）

民泊の制度ができて、6年が経って、いろいろな声をいただいているので、様々な情報を集めながら検討を進めていきたい。

（４）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長、施設計画課長）

意見（委員長）

20年前にこの地区の学校の統廃合を行ったときに、西池袋中学校の次は池袋小学校の改築を行うと説明を受けていた。昔の約束は反故にしたということか。説明もなく、地元に対してひどいと思う。

回答（学校施設課長）

一度改築をするという話がでた要小学校や池袋小学校については、本来は優先し進めていかないとはいけないと思っている。しかしながら、まったく土地の見通しが立っていなかった駒込地区については、今回駒込小学校の隣の民間の土地を20年間限定でお借りできるようになったこと、朋有小学校の急激な児童増加など、現状に照らして他に優先すべき学校がでてきたという判断である。

意見（委員長）

個々の事情はよくわかる。だが、そもそも20年前の約束を反故にして、さらに20年延ばし、池袋小学校はいつ改築するかもわからないという計画はひどい。せめて、池袋小学校はいつ改築するとか、見通しを立てて報告すべきである。児童が減っている小学校は改築しないまま廃校したいという考えがあるのかと思ってしまう。今さら言ってもしょうがないのかもしれないが、20年何も動かないことがそもそも問題であり、計画的に改築していったほしい。

質問（委員）

これは議会も承認済の内容なのか。過去の約束をなかったことにするということか。

回答（学校施設課長）

11月13日の議員協議会で説明済である。その後、保護者会やこの区政連絡会で全町会へ説明を行っている。将来的にはどの学校も改築していかなければいけないと考えている。しかしながら、予算や人員体制等もあり、老朽化の調査を行った上で一番は安全性が確保できているか、また個々の事情を総合的に判断して、学校改築を考えていかなければいけないと考えている。

回答（施設計画課長）

駒込の土地や朋有小学校の普通教室が確保できないなど、個々の事情があり、優先すべきという判断となった。状況は変化している。全ての学校を一度に改築できればよいが、予算と人員体制の面から難しい。区としても学校改築を着実に進めていきたいと考えており、池袋小学校も含め、お待たせしてしまうことになるが、この期間にも老朽化の調査等を行い、今後の計画に反映させていきたいと考えている。

質問（委員）

みらい館大明を仮校舎にして池袋小学校を改築するのは決定事項なのか。

回答（施設計画課長）

学校跡地を活用するのは一つの考え方であり、池袋小学校の通学可能な範囲にはみらい館大明があるということを示している。委員には千川中学校を改築するにあたり、ご協力いただき、様々なご意見いただいたが、千川中学校も当初は旧真和中学校を仮校舎とする予定で、結局は学び舎びすを仮校舎として改築した。状況も変化していくため、池袋小学校をどのように改築していくかの詳細は未定である。

意見（委員）

今後、計画が変わったらすぐに知らせてほしい。

回答（施設計画課長）

状況にあわせて見直しがあればすぐに報告したい。

質問（委員）

計画は定期的に見直していくのか。

回答（施設計画課長）

区の基本計画は5年、基本構想は10年で見直しを行っている。学校改築計画については基本構想とあわせて10年間をひとつの目安として考えている。

（５）区民活動推進課からのお知らせ

- ① 令和7年度国勢調査について
- ② ひろばカフェ ZOOM 講座について
- ③ LINE 公式アカウント作成講座について
- ④ 町会・自治会活動紹介チラシについて
- ⑤ 令和7年度区政連絡会の日程について

（説明：区民活動推進課長）

意見（委員）

区政連絡会の会場は、区民ひろば池袋第2区民集会室、イケビズ、みらい館大明の会議室が候補にいかがか。

意見（委員）

イケビズやひろば池袋は町会によっては遠くなる。真ん中あたりで、みらい館大明がちょうどいいのではないか。

回答（区民活動推進課長）

みらい館大明で調整を進める。

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第4地区区政連絡会
事務局(担当課)		区民部区民活動推進課
開催日時		令和6年12月5日(木) 午後2時00分～3時00分
開催場所		豊島区役所3階 区政連絡会室・ZOOM
案件		1. 他機関案件 (1) 令和6年分確定申告について (2) 豊島消防署からのお知らせ (3) 目白警察署からのお知らせ (4) 豊島区シルバー人材センター会員募集について 2. 豊島区案件 (1) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について (2) 福祉総務課からのお知らせ ①令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ②災害時要援護者地域共有名簿の配布について (3) 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて (4) 区民活動推進課からのお知らせ ①令和7年度国勢調査について ②ZOOM勉強会について ③ひろばカフェ ZOOM 講座について ④LINE 公式アカウント作成講座について ⑤町会・自治会活動紹介チラシについて ⑥令和7年度区政連絡会の日程について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	安井 祐司 委員長 (雑司が谷一丁目東部町会) 宮城 敏男 副委員長 (池袋東口親和町会) 山田 裕一 委員 (池袋通西睦町会) 磯貝 徹二 委員 (南池袋二三四町会) 大久保 達司 委員 (青葉会) 下村 賢一 委員 (池袋日出町会) 重田 軍司 委員 (上り屋敷町会) 戸張 康健 委員 (雑司が谷一丁目町会) 中村 孝太 委員 (柳下会) 高野 れい子 委員 (雑司が谷二丁目町会) 松岡 和明 委員 (雑司が谷三丁目町会)
	説明者	豊島税務署 大熊 上席調査官 豊島消防署 新井 目白出張所長 目白警察署 山崎 警部補、高野 警部補 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務所長 小島 治安対策担当課長 塩塚・増山 福祉総務課係長 大木 学校施設課長 井上 区民活動推進課長
	常 任 相談役	林 二葉
	地区担 当課長	大曾根 文化デザイン課長
	区	井上 区民活動推進課長
欠席者	委 員	當麻 強 委員 (南池袋一丁目町会) 津村 正信 委員 (光和会)
	常 任 相談役	磯 一昭
	地区担 当課長	
	区	藤田 区民部長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・原

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 令和6年分確定申告について

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質疑応答なし

(2) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 目白出張所長)

質疑応答なし

(3) 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

質疑応答なし

(4) 豊島区シルバー人材センター会員募集について

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務所長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

(説明：治安対策担当課長)

質疑応答なし

(2) 福祉総務課からのお知らせ

①令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

②災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明：福祉総務課 民生・児童委員係長、災害対策係長)

意見 (委員)

民生委員のチラシは配布数を事前に調べて配布してほしい。

回答 (民生・児童委員係長)

後ほど必要部数をお伺いして対応したい。

質問 (委員)

救援センター・町会別災害時要援護者名簿掲載者数一覧の地域共有登録者については、未回答は乗っていて、不同意の方のみ載っていないということか。

回答 (災害対策係長)

その通り。介護施設等にいる方、例えばすでに住民票を特別養護老人ホームに移している場合なども載っていない。

質問 (委員)

「個別避難計画の作成を推奨している方に」とはどういうことか。町会が作るということか。

回答（災害対策係長）

直接作っていただくつもりはないのですが、訪問などすることがあれば、個別避難計画の作成の呼びかけをしていただきたいと考えている。

意見（委員）

個別避難計画を作成の呼びかけを行うにあたって、町会向けのマニュアルなどを用意してほしい。

回答（災害対策係長）

2月8日の時に作成の仕方等を合わせて周知する。必要な書類についてはご用意する。

質問（委員）

作成済の方の確認はできないのか。

回答（災害対策係長）

マークがついていない方は作成済みの方、自分で作成しようとしている方、区役所で作成の支援をしていただきたいと申し出ている方である。マークがついている方には、積極的な呼びかけをお願いしたい。

（3）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長）

質疑応答なし

（4）区民活動推進課からのお知らせ

- ①令和7年度国勢調査について
- ②ZOOM勉強会について
- ③ひろばカフェ ZOOM 講座について
- ④LINE 公式アカウント作成講座について
- ⑤町会・自治会活動紹介チラシについて
- ⑥令和7年度区政連絡会の日程について

（説明：区民活動推進課長）

質疑応答なし

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第5地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和6年12月6日（金） 午後2時00分～3時00分
開催場所		雑司が谷地域文化創造館 多目的ホール
案件		1. 他機関案件 （1）令和6年分確定申告について （2）豊島消防署からのお知らせ （2）目白警察署からのお知らせ （3）豊島区シルバー人材センター会員募集について 2. 豊島区案件 （1）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて （2）豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について （3）福祉総務課からのお知らせ ①令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ②災害時要援護者地域共有名簿の配布について （4）住宅宿泊事業（民泊）について （5）公園の再構築に向けた町会との意見交換について （5）区民活動推進課からのお知らせ ①令和7年度国勢調査について ②ひろばカフェ ZOOM 講座について ③LINE 公式アカウント作成講座について ④町会・自治会活動紹介チラシについて ⑤としまテレビでの町会 PR について 3. 町会連合会案件 （1）町連だよりについて
公開の 可 否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	堀江 久男 委員長 (東目白自治会) 芳賀 英俊 副委員長 (高田中央町会) 杉岡 敏弘 委員 (東目白本町会) 佐藤 義夫 委員 (高田一丁目町会) 鈴木 英三 委員 (東目白坂下睦会) 高橋 藤男 委員 (高田三丁目町会) 三輪 愼悟 委員 (東目白千登世町会) 高木 小太郎 委員 (目白二丁目町会) 大黒 智恵 委員 (目白東町会) 小野 賢一郎 委員 (目白三丁目町会) 森 茂治 委員 (目白山紫町会)
	説明者	豊島税務署 柳原 上席調査官 豊島消防署 新井 目白出張所長 目白警察署 山崎 警部補、高野 警部補 豊島区シルバー人材センター 曾根田 次長 大木 学校施設課長 宮本 施設計画課長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 秦 生活衛生課長 片山 公園緑地課長 井上 区民活動推進課長
	常 任 相談役	松下 創一郎 塚田 ひさこ
	地区担 当課長	
	区	井上 区民活動推進課長
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	高橋 佳代子
	地区担 当課長	澤田 企画課長
	区	藤田 区民部長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・横地

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 令和6年分確定申告について

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質問 (委員長)

定額減税は確定申告時に適用されるのか。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

その通りである。税金が確定し次第、必要に応じて給付金として還付することになる。

(2) 豊島消防署からのお知らせ

(説明：豊島消防署 目白出張所長)

意見 (委員)

餅の事故に関して「のどを潤して食べること」「小さく切って食べやすい大きさにすること」「よく噛んでから飲み込むこと」「乳幼児や高齢者の食事の際は見守ること」の4点の注意事項を周知物に記載すべきではないか。

回答 (豊島消防署 目白出張所長)

来年度よりそのように作成する。

(3) 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補、警部補)

質問 (委員長)

電話の使用停止をうたう詐欺について、固定電話に入電があった場合もインターネットバンキングへ誘導されるのか。

回答 (目白警察署 警部補)

何らかの理由をつけて誘導する。こういった導入でも最終的にはインターネットバンキングへ誘導されるケースが増えている。

(4) 豊島区シルバー人材センター会員募集について

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局次長)

質疑応答なし

2. 豊島区案件

(1) 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

(説明：学校施設課長、施設計画課長)

質問 (委員長)

部分的な改築は難しいのか。

回答 (学校施設課長)

高南小学校の別棟には高南保育園とスキップがあるが、高南保育園が竣工したら移転するため、スキップを1階に移動し、2階と3階に図書館と図工室を移動する。また、校舎内の図書館と図工室があった場所についても改築する。

質問 (委員)

校舎の老朽化状況のうち、コンクリート圧縮強度と中性化深さの記載があるが、これは基準を満たしていないということか。

回答（学校施設課長）

コンクリート圧縮強度は十分な強度を有している。一般的な柱等の場合推定値 30mm で腐食する可能性があると言われていたが、豊島区の場合外壁や防水工事を行い中に水分が入らないようしているため、腐食に影響はないと考えている。判断材料の一つとして考えていただきたい。

質問（委員）

途中で補修等の可能性はあるのか。計画に組み込まれているのか。

回答（学校施設課長）

築年数等から老朽化が進んでいる学校については、優先的に老朽化調査を行い、調査結果を踏まえて安全対策を講じるとともに今後の改築を検討していきたいと考えている。

質問（委員）

人口の増加を見込んでいるとのことだが、これほどの長期間で推定できるのか。

回答（学校施設課長）

未就学児の人数等の積み上げで推定している。

回答（施設計画課長）

区としては、基本計画や構想を現在整理しているところである。都や研究所の推定を見ても微増という考えが多い。再開発や集合住宅の新設があると人口は増加する見込みがあるため、朋有小学校の付近は増加すると推定している。

（２）豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

（説明：治安対策担当課長）

質疑応答なし

（３）福祉総務課からのお知らせ

- ① 令和７年度民生委員・児童委員の一斉改選について
- ② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

（説明：福祉総務課長）

質問（委員長）

コピーを渡した人の名簿は、区への提出不要か。

回答（福祉総務課長）

その通りである。

（４）住宅宿泊事業（民泊）について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員長）

区へ対象住所を伝えれば事業者が分かるのか。

回答（生活衛生課長）

住宅宿泊事業者も宿泊管理者もどちらも分かる。

意見（委員）

しっかりしている事業者であればよいが、しっかりしていない事業者もいる。

回答（生活衛生課長）

以前はしっかりしていない事業者が多かったが、現在は届出の提出を求める等体制を整えているため、地区と比べてもしっかりしている事業者は多いのではと考えている。

(5) 公園の再構築にむけた町会との意見交換について

(説明：公園緑地課長)

質問（委員長）

パークトラックとは何か。

回答（公園緑地課長）

令和2年以降進めている事業で、利用の少ない公園について、利用の増加を目的としておもちゃや絵本を積んだトラックを提供するという事業である。また、利用者の声を聴きながら今後の公園の整備を検討している。

意見（委員長）

HPにおいて、開催している公園として複数の記載があるためどういった内容なのか、いつ開催しているのかが分かりにくい。

回答（公園緑地課長）

発信の仕方についても検討していく。

意見（委員長）

これまでそういった事業について知らなかった。

回答（公園緑地課長）

HP、SNS、近隣の保育施設でのチラシ配下による広報を行っていたが、広報に不足があったかもしれない。

(6) 区民活動推進課からのお知らせ

- ① 令和7年度国勢調査について
- ② ひろばカフェ ZOOM 講座について
- ③ LINE 公式アカウント作成講座について
- ④ 町会・自治会活動紹介チラシについて
- ⑤ としまテレビでの町会 PR について

(説明：区民活動推進課長)

質問（委員長）

としまテレビは何回か放送があるのか。

回答（区民活動推進課長）

その通りである。

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 12月期 第六地区区政連絡会	
事 務 局 (担当課)		西部区民事務所	
開催日時		令和6年12月6日(金) 午前10時00分～12時35分	
開催場所		区民ひろば富士見台	
案 件		他機関案件 1. 令和6年分確定申告について【回覧】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 豊島区案件 1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について 2. 住宅宿泊事業(民泊)について 3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて 4. 救援センター開設・運営訓練の実施に関するアンケートについて 5. 福祉総務課からのお知らせ (1) 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について (2) 災害時要援護者地域共有名簿の配布について 6. 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度国勢調査について【掲示】 (2) ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】 (3) LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】 (4) 町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	

出席者	委 員	足立 憲昭 委員長（長崎三丁目町会） 三嶋 日出光 副委員長（千早一丁目町会） 飯泉 喜康 委員代理（南長崎一丁目みどり会） 森田 晴久 委員（目白協和会） 池田 好雄 委員（西池袋四丁目町会） 蕪木 文昭 委員（長崎一丁目町会） 大山 誠一 委員（西池袋四丁目自治会） 樋口 富士雄 委員（長崎二丁目町会） 羽場 宏祐 委員（南長崎二丁目町会）
	説明者	豊島税務署 柳原 上席調査官 目白警察署 山崎 警部補 目白警察署 高野 警部補 目白警察署 小林 警部補 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小島 治安対策担当課長 秦 生活衛生課長 大木 学校施設課長 宮本 施設計画担当課長 小嶋 防災危機管理課長 福祉総務課 塩塚 民生・児童委員係長 福祉総務課 増山 災害対策係長 柴 西部区民事務所長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
	常 任 相談役	藤澤 愛子 中山 よしと
	地区連絡 担当課長	小澤 西部生活福祉課長
	委 員	土屋 光 委員（南長崎一丁目みどり会） ※代理出席あり
	常 任 相談役	北岡 あや子
事務局		区民部長 西部区民事務所 地域振興係長 地域振興係員

質疑応答要旨

他機関案件

1. 令和6年分確定申告について【回覧】

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質問 (委員)

確定申告書の提出期間は2月17日からで良いか。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

提出期間は2月17日から3月17日までとなります。

質問 (委員)

確定申告の用紙は、昨年まで行っていた人には送られて来ると思うが、そこには、こういう案内は入っているのか。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

入っています。

質問 (委員)

このチラシにはスマートフォンからの確定申告の方法を書いてあるけれども、今まではパソコンを使ってインターネット上で申告していたと思うが、継続してできるのか。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

継続してできます。パソコンでもできますし、スマートフォンでもできるようになったというお知らせです。

質問 (委員)

この案内は回覧だけか。掲示物はないのか。この用紙を回覧してしまうと、手元に残らないので手続き方法がわからなくなる。掲示してあると掲示板まで行って操作ができるのだが。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

この用紙を掲示していただいても結構です。

質問 (委員)

申告書作成会場というのも、今度はスマートフォンでの申告書を作成するという前提になっているが、これで戸惑ってしまう方もいるのではないか。特に小さな商店の方々なんかは、領収書から何か全部持って行って入力するというのも結構あると思うのだが。一挙にスマートフォンになると、その辺は大丈夫なのか。

回答 (豊島税務署 上席調査官)

あらかじめ領収書とかは集計をしてきていただきまして、集計した合計を入力していただくという形になっております。スマートフォンの画面は小さくて見づらいのですが「全ての方をスマートフォンで…」という国税庁の方針なので、豊島税務署だけやらないという訳にはいかず、申し訳ないのですが、よろしくお願いします。

2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】

(説明：目白警察署 警部補)

意見 (委員)

道路交通法が改正されて、自転車での「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」などの罰則が強化されることになったのは良いのだが、11月に改正されて1ヵ月ちょっとだから実例はないだろうけれど、ある時点から現実的に罰金を科す、ということではいかないと、法律を守ってくれる人は増えないと思う。飲みに行くときは自転車で行って、帰りは押して帰ってくれば良いのだと言う人間が多くなるだろうが、帰るときになったら「いいや」と言って乗って帰る人間が多いと思う。

そういうことを止める一番の対策は、やはり決めてあるのだから罰金を取るということで、そういう実例が出てくるようにならないと、なかなか守れないと思う。

質問（委員）

そういうところで警察は、実際にいつから罰金を取るということを決めているのか。それとも罰則が強化された11月1日以降、様子を見ながら、これは守っていただけないと判断した時点で実施するというようなことなのか。

回答（目白警察署 警部補）

通称「青切符」というのがあるのですが、あれはいわゆる「反則行為」といいまして、「罰金」というか「反則金」と言って「期限までに納めてください」「期限までに納めたら、この事件に関しては起訴されませんよ」という、誰でも違反するというわけではないですけれども、うっかり違反してしまうことがあるだろうと、それに対してそういう措置が取られているものです。

自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」に関してはいわゆる「赤切符」もしくは基本「送致」という「罰金」になっています。罰金というのは本来裁判所から発付されますので、警察の方はそういう事実がありました、それを検察に送る、例えばここでしたら、通常であれば墨田区にある「東京区検察庁道路交通部」（東京簡易裁判所墨田庁舎内）に送って、区検から簡易裁判所に送って、それで罰金が決まるという形になります。ですから、警察で罰金を徴収することはありません。

質問（委員）

11月1日以降で赤切符を切ったという事例はあるか。

回答（目白警察署 警部補）

いまのところ私の部署では、ないです。ただ他府県ではあったようなことを言っていました。報道は検察から、もしくは警察による何らかの方法で、広報を使ってニュースであり、新聞なりで出ると思います。

確かに、罰金というのも事故を起こさないようにする一つの方法かもしれませんが、一番良いのは、やはり身近な方、ご家族の方から心配されて、罰金ではなくて命に関わることなので、家族の方からお父さんに「会合でお酒を飲むのなら歩いて行って」とか、お子さんから「帰りは迎えに行くから」という一言が一番効くのかなとは私は思っています。

質問（委員）

自転車の違反は全部、赤切符になるのか。

回答（目白警察署 警部補）

いずれ「青切符を…」という話はあるのですが、まだこれに関しては、いわゆる赤切符での対応ということになります。自転車も信号無視とかは赤切符での対応になるので、23区でいうと錦糸町の東京区検察庁に出頭して手続きをするという形になります。警察官が現場で罰金がいくらですよという話をすることはないです。

意見（委員）

2～3日前に池袋駅から豊島区役所へ行った。グリーン大通りは歩道が広くて歩きやすいのだが、自転車がものすごいスピードで脇を通り抜けていった。危なくて仕方がなかった。

回答（目白警察署 警部補）

例えば小さいお子さんとか高齢者の方、それから道路を走るのが危ないと思った方は、歩道を走ることができます。ただし、歩道を走ったとしても「歩行者が優先」という視点は変わりませんので、歩行者が多くて危険だと思ったら自転車に乗っている人が降りて押して歩く、人がいなくなったらまた乗る、道路が危なそうであらねないのであったなら、また歩道を走るといふ、場所に合わせ臨機応変に対応することも求められてきているので、それに関しては取り締まりを行う部署以外でも街頭へ出て「自転車の安全運転をお願いします」という呼びかけを行っています。逆に言うと、そういうことをこまめにお願いし続ける、言い続けるしかないなと思っています。

意見（委員）

自転車に乗っていて疑問に思うときがある。それは、自転車同士ですれ違う時に自分がどちら側に避けるかということだ。車は左側、自転車も左側だから、我々の感覚では左に避ける。そうすると自分が避けた方向に相手が寄ってくる場合がある。これが一番怖い。歩いている人などに対しては、こちらが避ければ良い話だし、スピードもそんなに出ていないから大丈夫だが。

昔と違って今は、アシスト付きだとか、強力なモーターがついた自転車もあるから、本当に危ないと思うのは、むしろ、自転車同士が近づいたときにどちらへ避けるかということだ。車の運転は皆さんも徹底されているが、自転車の場合は法規が徹底されていない。

回答（目白警察署 警部補）

今言われましたように、自転車は車両の扱いですので、道路の左側を走らなくてはなりません。それについては今、小学校などでも自転車の安全教室とかを行っていますけれども、いろいろな機会を通じて、もしくはまたこういうチラシなどをお配りして、自転車の通行方法を教育していかなくてはならないと思います。

意見（委員）

普通の自転車だとそんなに危険は感じないが、今はアシスト付きだとかパワーを持った自転車があるので、そういう自転車と遭遇した時は怖く感じる。

回答（目白警察署 警部補）

危険だと思ったときに一番行ってほしいのは、自転車に乗っている人がハンドルとかブレーキで避けるのではなくて、スピードを落として止まっていただきたいです。仮にぶつかったとしても被害が最小限になりますので。

車もそうですが、お互いに信頼関係の中で交通安全が成り立っていますので、危ないなと思ったら一旦止まるとか、そういう人が目の前とか後ろを走っている場合には、降りて相手を行かせて距離を開けていくようにして、張り合わずに自分の身を守っていただければと思います。

3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】

（説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長）

意見（委員）

我々が説明するより、このパンフレットを持って行って渡した方が、話が早いね。

回答（豊島区シルバー人材センター 事務局長）

「簡単な仕事はないかしら」という方には「こんなことをやっているようなので、シルバー人材センターに連絡してみたら」ということで、パンフレットを活用していただければと思います。

質問（委員）

連絡すれば、このパンフレットを10冊程度いただけるのか。

回答（豊島区シルバー人材センター 事務局長）

お届けします。

質問（委員）

一般事務とか経理事務でパンフレットに提携先の事例があるが、他にもユーザーというか提携しているところはあるか。

回答（豊島区シルバー人材センター 事務局長）

民間ですと300カ所を超えるぐらいの事業所から、継続的にお仕事をいただいているのですが、ホワイトカラー向け事務をやられていた方のご希望に添えるだけの事務仕事は少ないです。事務系の仕事をどれだけ取って来ることができるかが、豊島区だけではなく全国のシルバー人材センターの課題になっています。

意見（委員）

うちの町会なども、今までは町会の会計担当を商店街の奥さんがやってくださっていた。商店街がなくなってしまっただけで会計などをどうしようかという課題があるが、それはうちの町会だけではないと思う。かといって人を探すのは、民間のところだと金額面で折り合いがつかないし、どうしたらいいかなということ、シルバー人材センターのようなところではどうかと思っていた。

回答（豊島区シルバー人材センター 事務局長）

これまで、ご加入いただいたときには簡単にその方の経歴、例えば以前勤めていた会社とか、出身大学だとかを簡単にご申告いただいていたのですけれど、就職のときのような細かい内容を、例えばその方が営業なのか経理なのか、海外事業経験があるかなどを、実は調べてこなかった。

それで、事務系の仕事を取るために改めて、それぞれの方のキャリアを細かく調査させていただきました。それでご申告いただいている方が500人を超えております。我々はそれをキャリアデータベースと呼んでいるのですけれど、そうしたデータベースをシルバーで持っていますので、経理をやっていたとかという方もかなりの数いらっしゃいます。

基本的に「週2回とか3回でも全然構わないよ」というシルバーさんばかりなので、お声掛けをいただければ私どもの方で、持っている500人のデータベースの方から適任者がいるかどうかを探させていただきますので「こんな人材はいないか」とお声掛けをいただければと存じます。

豊島区案件

1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

（説明：治安対策担当課長）

質問（委員）

資料に載っている「ヤング・テレホン・コーナー」というのは、前からあったのか。

回答（治安対策担当課長）

前からあります。

質問（委員）

電話はどのくらいの頻度で掛かってくるか。

回答（治安対策担当課長）

警視庁の「少年育成課少年相談係」が担当しております。件数自体は私も把握はしていないのですが、結構若い方、もしくはその母親からも相談の電話があると聞いております。

質問（委員）

犯罪が多いので区役所の方でもこのように予防に力を入れ出したのか。あなたは警察官だと思うが。

回答（治安対策担当課長）

警視庁から派遣で来ております。派遣については、職員が以前から来ております。区役所の方でこういった予防についても行っており、啓発活動が行き届いてないところもあるかもしれませんが、以前からこういった活動をさせていただいております。

意見（委員）

この犯罪の取り締まり権限ではないが、法律で取り締まれるのはやはり警察だろうから。

回答（治安対策担当課長）

警察の方では違法行為になりますので、刑法等に関するもので取り締まりをしております。区役所の方でも今、分かりやすく言いますと、繁華街とかの客引きであれば区役所で条例を作って、行政指導とかでやっております。そういったものを警察と区役所の方で、それぞれがやれるところを連携しながらやっているというのが現状です。

意見（委員）

こういうのは抑止力という観点から、刑罰の問題というのがあまり話題にはならないが、その辺はどうなのか。

回答（治安対策担当課長）

そうですね、刑罰のところは今ある法律の中で行っているところなのですが。

質問（委員）

これは区議会ではなくて国会の話になるのだろうけれども、片一方で「注意しましょう」という呼びかけに膨大なお金を使っているわけだ。被害に遭われた方も膨大な金額になるだろう。両方を足すと、被害額の何倍ものお金を使っているのではないか。

回答（治安対策担当課長）

防犯対策でどれだけ費用がかかっているかという、私もお答えできないのですが、東京都内の10月末の被害状況については96億円となっており、そのうち豊島区は約3億円です。民放などでも、そういった特殊詐欺に注意しましょうという形で放送していただいているかと思います。

今はSNSだとかホームページなども含めて広報・啓発活動を行い、皆さんに知っていただくことが大切だと思っていますが、ただ、それをご覧にならない方もいらっしゃいます。一人暮らしでSNSとかを見ていらっしゃらない方にも、こういった場を通して口頭で注意を呼びかけていただいたりして、被害防止の注意喚起を行っていただくことが必要かなと思っております。

2. 住宅宿泊事業（民泊）について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

うちの町会では民泊として届け出ていただいているところが2軒あり、やはりタバコのポイ捨てを周りの人が気にしている。日本人を含めていろんな国の方が利用されると思うが、外国人の利用者に日本の慣習なりルールというものをPRしていかないといけないと思う。

ごみの場合だと韓国語や英語など、いろいろな言語でのチラシを作成しているように、習慣やルールについても、民泊利用者にいろんな言語でPRすることは必要だと思っているが、その辺はどうなのか。

回答（生活衛生課長）

豊島区のルールで、民泊の宿泊利用者に対して管理業者または宿泊事業者が対面で、その民泊施設を使うときはこういうルールを守ってくださいと、例えばごみの捨て方はここですよ、たばこはポイ捨てしてはいけませんよとか、部屋の中でしか吸えませんか、というのを対面で説明をして、対面で鍵を渡して、それで利用するというルールで運営していますので、その際に外国の方がいらっしゃっても、言葉が通じるというのは当然ありますので一定の指導といいますか、ご案内はしているところです。ただ、守らない人も中にはいます。

質問（委員）

私も、何かあった場合には民間業者に連絡するという部分もあるだろうが、民間業者がなしのつづての場合もあるから、そういう場合は生活衛生環境課へ通報しておけば、その後、また業者が申請に来た場合に、お宅はこんなレベルではないかということで、指導ができるのか。

回答（生活衛生課長）

物件が多いので、その都度見つけたら通報していただければ、その事業者を指導していきます。

質問（委員）

うちの町会も今年だけで4件ほど書類をもらっているが、町会としては最初に、ごみの始末と騒音のことだけクレームが出ないようにという注意ぐらいしかできない。今のところ、近くの方からの苦情は一つもないが、今言われている状況というのは、届け出ている民泊だけのことであって、ヤミの民泊というのは現実にある。それは豊島区では捕まえようがないのか。

回答（生活衛生課長）

民泊開始のときに議論になったのですけれども、豊島区のルールとしては必ず届出できるように、ある程度届出の敷居を低くしました。

当時はいわゆる無届けの民泊というのが流行っていて、その場合は連絡先もわからないので、犯人探しというか事業者探しから始めて大変だったのです。そうならないように、少なくとも管理者が誰なのか分かるような形で運営しようということでスタートしましたので、他の地域よりは、届出のないヤミ民泊は少ないです。

質問（委員）

ただ、民泊業者がマンションの一室を借りている場合、その一室のところにそのマークが貼ってあるわけだね。私たちが確認しようと思うと、そのマンションに入っていかなければならないのか。

回答（生活衛生課長）

集合住宅の場合、入り口の集合ポストのところにこのマークが貼ってあれば、そこは民泊の部屋ということになります。

意見（委員）

うちの町会も民泊が多いが、そのマークが貼ってあると聞いたのは今日が初めてだ。

回答（生活衛生課長）

民泊の場合は必ず貼ってあります。貼っていなかった場合は同じように通報していただければ、業者に指導をいたします。私どもも毎年点検を行っているのですけれども、数が多いので手が回ってないところはあります。

意見（委員）

このシステムは今日初めて知ったので、電話が掛かってきたり、訪問で来る人間は住宅宿泊事業者ではなくて、住宅宿泊管理者が来ている確率が多いということか。

知らなかったから「あなたはここに住んでいるの」と聞いたら「いえ、私はおりませんので、何かあったらすぐに電話いただければ」というようなことで、今年も何人かの方がうちへ来られた。連絡先は一応持っているが。

回答（生活衛生課長）

住宅宿泊管理事業者は「通報を受けてから30分以内に現地に駆けつけて対処すること」というルールになっていますので、遠いところだと北千住あたりまでが30分ぐらいの範囲で、車とかバイクとかで来る人もいますけれども、区内に事務所があるという事業者も多いです。

意見（委員）

うちの町会で問題というか、私のところへ相談に来た人がいる。近くの人が古い建物を民泊用に改造したらしいのだ。最初はそういうことではなかったらしいのだが、それを民泊で使っている。その場所は木密地区のようなところで、道路は私道で幅60センチから1メートルくらいだ。人がまっすぐに通れず、肩を寄せて通るぐらいの狭い私道の一番奥に建っている。

そういうところに民泊施設ができて、手前に住んでいる方は迷惑している。ある時外へ出たら、外国人が荷物を持って歩いてきたので、はじに寄ってあげて通ってもらった。そういう問題があるのと、うるさいこともあるのだろうが、そういうことよりも外国人が自分の敷地の中に入って、私道とは言え自分の敷地を通して奥に入っていくこと自体、不安を感じるという相談だった。

生活衛生課にも連絡したかと思うのだが「届出業種」ということで、届け出れば誰でもできるということ自体に問題があるのではないかと思う。出来上がってしまったら、我々がどうこう言っても無理だろうが、あとは区議会の方で条例を改正してもらうとか、何かしてもらわないと困る。

その場所を、許可するのであったなら、予めどういう場所であるかを見ていただきたい。そこは一番奥で、その家を潰したらもう建物が建たないようなところだ。許可すること自体、あまりにもずさんではないかと思う。場所は池袋ということで人気があるらしく、来年の3月までは外国の方の予約が入っているようだが、何とかしてほしいということだ。

回答（生活衛生課長）

おっしゃられていることは、他のエリアでも現実に存在しています。元の根拠は住宅宿泊事業法という、国が作った法律がベースになるのですけれども、賃貸として、または人が住むことを目的として建てられている既存の物件は、全て民泊にして良いという法律になってしまっていて、それが例えば私道の持分の中の、例えば6分の1私道に接しているところであっても、それは関係がないのです。

人が住むことができれば、または貸し出しが可能な、不動産で紹介している物件であればいいですよということになってしまっているのです、こういったことになっています。

どうしたら防げるかというと、一つは民泊用の「届出住宅」を始めるときに、物件のオーナーのところへ住宅宿泊事業者が相談に行きます。「お宅が持っている物件を民泊にしたいのだけれども、良いですか」という相談に行くので、そのときに、例えば共同持ち分の私道の奥にあって、共同持ち分があるのであれば、多分その協定書があると思うのです。

「道を使って良いのは近隣の住人だけ」とかいう協定があると思うので、民泊の場合はその近隣住宅以外の方がその道を通るわけですから、その協定違反になるので駄目ですよと言ってオーナーに断っていただくとか、またその協定を見直して、民泊ができないようにするとかが、今できる予防策の一つになります。

マンションの場合はマンション管理規約があると思うので、その管理規約の中で民泊、または旅館でも良いのですけれども、民泊または旅館ができないようにすることを予め定めていただければ、その届け出のときにそういったルールがあるのかないのかを確認するので、ルール上民泊が建てられないということがあれば届け出を受理しませんので、民泊になりませんから、今できる自衛策としては、そのいずれかということになってしまいます。

意見（委員）

その場所で民泊をやっているかどうかというのは、区の方から見に行かないということだね。保健所も行かない、それから消防署も行かない警察も行かないとなると、どうしたものか。

消防署だとかは、何か建てる時は見に行くのだろうけれども、そういうこともやらないで、全く知らない人たちが泊るような場所を許可しているということ自体が問題ではないかと思う。確かに、法律からいったら我々はどうしようもない。やりたい放題だ。

最初の契約書を見て見せてもらったのだが、日本人に限るというように書いてある。しかし結局、紹介サイトがインターネット上だから外国人の申し込みが多いらしい。違反だからやめてくれと言えるのだろうけれども、始まってしまったらそういうことは聞かないだろう。

回答（生活衛生課長）

もし見つけたら、私どもに通報していただければその事業者に指導いたしますし、今のところ断れる理由というか、届出書類を出してきたときには物件の確認も、書類上とインターネットのGoogleマップみたいなもので、現地には行けないまでも写真や動画としては確認をしています。

ただ、貸出住宅として存在しているのであれば断れる理由が無くて、書類が揃っていて事業的に問題がないことが確認できると受理して、民泊がスタートできるようになってしまっているのは確かです。

意見（委員）

私道だから我々がその前に柱を建てて、関係者以外は通ってはいけないと表示することもできるのだが、そこまではやりたくないという町内の人っている。住民は良い方なのだが、町会がそういうところまで関与するということでは、荷が重すぎる。

町会は住んでいる人たちの善意の元で成り立っているようなものだから、善意が無くても住めるような人が来てもらっては、町会としては困る。

回答（生活衛生課長）

物件のオーナーに接触ができるのであれば、物件のオーナーが「私の持っている物件で民泊をやらないでください」と業者に言ういただければ民泊は廃業になりますので、そういう意味ではオーナーが一つのキーにはなります。

意見（委員）

相当なお金をかけて、その住宅を直したようだ。

回答（生活衛生課長）

多分、直したのはオーナーではなくて住宅宿泊事業者だと思います。オーナーが行う場合もあるかとは思いますが、オーナーの意向が民泊をやれる・やれないに大きく関わってきますので、もし私道の中に接している物件でそういうのがあれば、オーナーに民泊をやらないようにということで、予めその近隣住民の皆さんで話し合いをしておいていただくということが、予防策としてはできると思います。

質問（委員）

資料に「住宅費宿泊管理業者」と「住宅宿泊仲介業者」と、そちらの「生活衛生課環境衛生グループ」が示されているが、トラブルが発生した場合には、まず生活衛生課に連絡したらいいのか、それともこの二つのうち、どちらかに連絡するのか。

回答（生活衛生課長）

区役所は平日の昼間、業務を行っているので、その時間帯であれば資料の右下に記載されている生活衛生課に電話していただくと対応いたします。夜間とか土・日曜日の場合は、管理業者に24時間連絡がつきますので、青いステッカーに書いてある管理業者の電話番号にかけると、30分以内に駆けつけることになっています。

質問（委員）

内装については、オーナーはやっていないということだが、どこがやっているのか。

回答（生活衛生課長）

住宅宿泊事業者が内装業者とかに依頼すると思います。民泊を始める前までは住宅宿泊管理業者とかは出てきません。予約サイトも出来ていませんから、始める前までは住宅宿泊事業者か物件のオーナーの2人しか出てこないです。

質問（委員）

そうすると例えば、オーナーが止めたいと言った場合に、その内装代というのはどうなるのか。

回答（生活衛生課長）

それはオーナーと住宅宿泊事業者の契約の中のことで、オーナーの意向が強ければそのお金は事業者が被ることもあります。事業者が出しているお金なので、それはもうそのままです。

意見（委員）

例えばオーナーが3年契約で民泊を始めたと1年で止めた。残りの2年間を見越して業者は内装費用を投下しており、そこでトラブルが発生する。

回答（生活衛生課長）

そういったトラブルを聞いたことはないですが、ただ、オーナーと事業者との間の契約の内容がどうなっているかにもよると思います。

質問（委員）

そういう内容まで突っ込んで相談を受けたりしているのか。

回答（生活衛生課長）

オーナーとの契約までは突っ込んで調べていなくて、ただオーナーが届出住宅を民泊として使っているかどうかの確認は、事業者にとっています。事業者の方でオーナーと交渉して、この物件を民泊として使って良いとの許可を得ているのであれば、基本的には書類は通過することになります。

意見（委員）

私道について質問があったときに「協定書みたいなものがあるのでは」とおっしゃっていたが、私の経験から言ったら古い建物の場合はほとんど見たことがない。何しろ昔に家が建ってしまっているから。みんなもお互い様だということで道路を利用している。

新築する場合には、道路の使用通行権とか何かで協定書を結ぶことはあるが、一般的に古い建物の場合は、そういう書類はない。

回答（生活衛生課長）

そうすると、あとは近隣住民の皆さんの日頃の話し合いといたしますか、お互いに共通認識を持っていただいて解決していただくしかないと思います。

質問（委員）

そういうサポートはしてくれるのか。

回答（生活衛生課長）

保健所だとそこまではできないので、あとは建築課の方にそういったご相談はできるかと思います。

質問（委員）

豊島区の基準が甘いような気もするが、この基準は東京都内で一律なのか。

回答（生活衛生課長）

全ての基本が「住宅宿泊事業法」なので、ざっくり言ってしまえば、貸し出されている物件であれば何でも良いですよというルールです。

あとは区によってその届出を受けるときのルールみたいなのが多少あって、例えば豊島区で言うと、管理業者が通報から30分以内に現地に駆けつけられることとか、鍵は必ず対面で渡しましょうというルールだとか、あとは民泊を始める前に近隣の皆様にお手紙を出すことと町会長にご挨拶してくださいという、その三つが豊島区のルールになります。

これは独自に定めていて、挨拶もないとか、30分では到着しないというところも他の自治体の中ではありますけれども、大きな差はないです。

意見（委員）

うちの近くにあるもう1軒の民泊は、大きなキーボックスがぶら下がっている。それで利用者に開ける番号を教えているのではないかと思う。

回答（生活衛生課長）

通報していただければ、その事業者を指導してすぐにキーボックスを取り外させます。

質問（委員）

カギは対面で渡すというのが原則なのか。

回答（生活衛生課長）

豊島区はカギを対面で渡すルールになっています。私どもとしては、民泊物件の前で渡しても良いですし、管理業者の事務所で渡すというパターンもあるので、そのパターンはいくつかあるのですけれど、いずれにしても人がカギを渡すことになっています。

ですからキーボックスがあるということは対面ではないということになるので、それは違反になりますから通報いただければと思います。

質問（委員）

私の家の隣が民泊をやっているマンションで、最初は1部屋だったが、今は10部屋ぐらいが民泊の部屋になっている。カギはどうしているのかなと思っていた。そこにはキーボックスがないので、対面でお渡しするということか。それはどこで渡すのか。

回答（生活衛生課長）

渡す場所は特に定めていないですけれども、その民泊物件の入口で渡すとか、管理業者の事務所へ宿泊者が行き、カギをもらって現地に行くという、大体その二つのパターンのどちらかです。

3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

(説明：学校施設課長、施設計画担当課長)

質問 (委員)

「学び舎びいす」はどこにあるのか。

回答 (学校施設課長)

旧平和小学校のところです。今の西部区民事務所と一緒になっています。今、千川中学校を改築していますので、そちらのお子さんが西部区民事務所のところに入っているのですが、そこが出ましたら他の学校改築でも使えるというところです。

意見 (委員)

建築費は高騰しているのではないか。

回答 (学校施設課長)

やはり物価の高騰と、職人が少なくなってきてしまっているもので、早い話が取り合いになってしまっています。また、建設現場の方でも週2日しっかり休んでいこうということで、例えば今まで2年でできたのが2年半かかるとか、そうするとその半年分余計にお金がかかってしまいますので、そういったところも含めて全体的に施設を建てていくときというのは、今、かなり上がってきておりますし、これから下がることが見込めないという状況になっています。

意見 (委員)

それと期間が長くなっている。長崎3丁目で、消防署の改築ということで、この秋には元の場所に建築開始となっていたのだが、それも未だに始まっていない状況だ。

回答 (学校施設課長)

多分、工事の時期とか職人の手当とか、予算ですね、そういったところも関係していると思うので、思うようになかなか進まない案件というのは出てきています。

意見 (委員)

でも、学校は最優先だね。他の予算を削ってでもやらなければいけない。

回答 (学校施設課長)

子供たちだけではなくて、地域の防災の拠点でもございますので、しっかり整備してまいりたいと考えています。

4. 救援センター開設・運営訓練の実施に関するアンケートについて

(説明：防災危機管理課長)

意見 (委員)

いま説明のあった方向性を記載していただければ理解できた。前回はそれが無かった。つい先日区長から昨年の回答をいただいたのだが、我々の認識も、危機管理課については一生懸命やっていたけれども、これはもうキャパシティの問題だと、防災対策ということから見て危機管理課の体制が不十分だという部分もあるということは十分認識しているわけなので、町会連合会の今年の提案書の中では防災危機管理部ですか、要は、それをもっと充実してくださいということも合わせて申し上げている中なので、今回のアンケートに、そういう方向の中だけれど、いろんな意味でアンケートをお願いしますというのなら、素直に理解したのだが、1回が良いか2回が良いかという質問が出てきたので、私は気になった。

町会連合会では区長に、改めて毎年実施していただきたいと申し入れた。それともう一つ、運営協議会みたいなものの設置だが、やはり蓄積がないと1回限りで終わり、また次も新しいメンバーで1回限りで終わりでは、毎年やっている意味がない。

毎年やったら蓄積ができるし、それから地域の繋がりとか次の世代へというのか、町会長が変わったら次の副会長が入るとか、そういう部分の、区民ひろばの運営協議会みたいなものを、地域の常設にしてほしいというのも提案しているのでよろしくお願いします。

5. 福祉総務課からのお知らせ

(1) 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

(説明：福祉総務課 民生・児童委員係長)

意見 (委員)

私も来年は定年だ。再任可能だが、既に民生・児童委員係長に再任はいたしませんという書類を提出している。ただ、私を含めた長崎1～3丁目を担当する長崎小学校、主任児童委員が2年以上空席になっている。今は民生委員をやっていた方に私の方からお願いし、その役割をなんとか担ってもらっている。私もこの2年間、自分の町会の人に声をかけているが、11人に断られた。大変苦労している。

我々町会長は平均年齢でいくと80歳に近い。その年代の人を推薦するとなると、推薦状は書けるが、やっていただくのは難しい。なおかつ、私たちの友達を推薦するにしても既に年齢要件外になっている。

そこで町会長の皆さんにお願いしたいのは、ご自分の息子さんとか、その年代の方の知り合いを推薦してもらいたいということだ。それで、興味を示された方がいらっしゃったら、私どもが行って活動の説明をさせていただく。「難しくないですよ」というと後でえらい目に遭ってしまうので、そこは難しいのだが、東京都内で民生委員が空欄のところは多くなってる。辞めていく人も増えているので危機感を感じている。

また、主任児童委員が長崎小学校でいないという現実も重く見なければいけない。民生委員より主任児童委員というのは定年が早い。

主任児童委員に限っては町会長の推薦ではない。区政連絡会委員長の推薦ということになるので、どこの町会の方でも見つけていただいたら、区政連絡会委員長に声をかけていただきたいと思う。両方の書類を私も預かっているので、提出書類はいつでも持っていく。ご協力をお願いしたい。

質問 (委員)

年齢要件で民生委員・児童委員の新任は例外で72歳未満とあるが、これの受け取り方は、67歳未満がベストであるけれども、いない場合には72歳未満でもよろしいですよという解釈でよろしいか。そうすると、最初から72歳未満で入っても良いわけだね。

回答 (福祉総務課 民生・児童委員係長)

そうです。よろしくお願いいたします。

質問 (委員)

定年で再任された場合には任期は3年か。

回答 (福祉総務課 民生・児童委員係長)

本人が辞めたいと言わない限りは、3年の任期になります。

(2) 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明：福祉総務課 災害対策係長)

質問 (委員)

「受領書兼誓約書」は、今日ここで書いて提出していくということか。

回答 (福祉総務課 災害対策係長)

今日の出席委員が名簿の原本を管理される場合には、この場でご提出をいただければと思います。

質問 (委員)

後ろの方に付いている名簿掲載者一覧は、学校区ごとのものか。「地域共有名簿登録者」が長崎3丁目は60人と書いてあるが、その隣の「安否確認名簿登録者」は、どういうものか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

「災害時要援護者」というのは要件が決められていまして、その要件に当てはまる方皆さんが災害時要援護者という形で、災害が起こったときにはその方たちの安否確認を行うというように、区の方針で決まっております。

ただ、今回、安否確認で登録されている方たちにお手紙を出してお返事をいただいたのですが、地域の方には本人が障害であるとか、介護の状態であるということを知らせたくないということで、今回の地域共有に不同意をされた方を除いてご提供させていただいております。もし除かないで出すとなると119名分お渡しするということになります。

それで、本来119名分の名簿をお渡しするところ、ご本人様からの申し出で、地域の方には共有しないでくれという方を除いたら60人になりましたというお話になります。

質問（委員）

そうすると、ダイヤ(◆)の印はなんの意味か。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

ダイヤの印は回答いただけなかった方、「同意しますか、不同意しますか」というお手紙を無視された方に付けています。

質問（委員）

名簿記載を断った人はどうなっているか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

その人は、そもそも名簿に載っていないということです。

質問（委員）

それが、例えば私どもだと119人と60人だが、その差で59人ということか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

59名の方が「私は載せないでほしい」と、もしくは障害者とか各種高齢者の施設に入っている方が含まれて、59人だということでご理解をいただければと思います。

質問（委員）

そういう方がいらっしゃるのだね。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

今回の名簿は、同意された方と無視した方と2パターンあるのですが、その2パターンをダイヤ印で区別していただけるように、工夫させていただいたということです。

質問（委員）

そうすると、私どもでいうと全員が同意すれば119人という数字の名簿になるということか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

おっしゃるとおりです。

質問（委員）

町会長ではなく他の役員が保管する場合は、書類を提出する封筒が何か頂けるのか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

お帰りの際に返信用封筒をお渡しします。

質問（委員）

カギの件だが、これはいつも掛けておかなければいけないものなのか。番号などは忘れてしまう。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

基本的には掛けておいていただきたいです。番号は皆さん、同じです。

質問（委員）

今日の資料は多い。皆さん、家に帰ってじっくり読まれると思うが、質問や何かが出て来た場合はどちらへ問い合わせれば良いか。

回答（福祉総務課 災害対策係長）

名簿に関することは福祉総務課にお問い合わせをいただければ、対応させていただきます。

6. 区民活動推進課からのお知らせ

- （１）令和7年度国勢調査について【揭示】
- （２）ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】
- （３）LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】
- （４）町会・自治会活動紹介チラシについて

（説明：西部区民事務所長）

質疑なし

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話０３－４５６６－４０２２

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 12月期 第七地区区政連絡会
事務局 (担当課)		西部区民事務所
開催日時		令和6年12月13日（金） 午前10時00分～11時35分
開催場所		南長崎第四区民集会室
案 件		他機関案件 1. 令和6年分確定申告について【回覧】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 豊島区案件 1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について 2. 福祉総務課からのお知らせ (1) 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について (2) 災害時要援護者地域共有名簿の配布について 3. 住宅宿泊事業（民泊）について 4. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて 5. 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度国勢調査について【掲示】 (2) ZOOM勉強会の開催について【町会長対象】 (3) ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】 (4) LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】 (5) 町会・自治会活動紹介チラシについて (6) 令和7年度区政連絡会日程（案）について
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由

出席者	委 員	田中 英治 委員長（南長崎六丁目町会） 西條 敬子 副委員長（南長崎五丁目町会） 河原 弘明 委員（南長崎三丁目北部町会） 小出 幹雄 委員（南長崎三丁目南部町会） 高橋 巖 委員（南長崎四丁目町会）
	説明者	豊島税務署 大熊 上席調査官 目白警察署 山崎 警部補 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小林 福祉総務課長 秦 生活衛生課長 大木 学校施設課長 柴 西部区民事務所長 豊島区町会連合会 星野 事務局長
欠席	常 任 相談役	垣内 信行 ふま ミチ 宮崎 けい子
	地区連 絡 担当課	鈴木 学務課長
	事務局	藤田 区民部長
	事務局	西部区民事務所 地域振興係長 地域振興係員

質疑応答要旨

他機関案件

1. 令和6年分確定申告について【回覧】

（説明：豊島税務署 上席調査官）

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】

（説明：目白警察署 警部補）

意見（委員）

家での施錠の徹底ということだが、うちでも玄関にカギを掛けてあるのに、ガタンという音がして隙間が少し開くことがあった。飼い犬が気が付いて吠えたので、すぐに見に行ったが人影は見えないということがあった。ちょっとした外出でも施錠しなければいけないと感じている。

先ほどの詐欺電話だが、家内の携帯に電話が掛かってきた。総務省と言っていた。携帯の料金が払われていないということで番号を教えてと言われたとのこと。そのまま切ったということだった。注意しなければいけないことだと思った。

自転車の罰則の強化だが、皆さんをみていると対応にだいぶ気を使っている。忘年会があったのだが、お店に入ると「飲んだら、自転車は乗らないで押して帰りましょう」とチラシが貼ってあった。お店の方も気を使っているなと思った。

少し前に話題になった電動キックボードの件だが、今はどのような状況になっているのか。

回答（目白警察署 警部補）

電動キックボードは、これまでは原付バイクと同じ扱いで運転免許が必要でした。それが令和5年の道路交通法の改正により、一定の基準を満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」と定義され、16歳以上であれば運転免許がなくても運転ができるようになりました。ヘルメットは努力義務ということになっています。

逆に言えば、免許を持っていないので法規をどこまで知っているかということも絡んでくると思うのですが、私どももなるべく話はしているのですけれども、いかんせんそういう方が増えておりますので、変な話ですが、歩行者も気を付けていただければと思います。

3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】

（説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長）

質疑なし

豊島区案件

1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

（説明：目白警察署 警部補）

質疑なし

※治安対策係長欠席のため、代理で警察案件と合わせて説明する。

2. 福祉総務課からのお知らせ

（1）令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

（説明：福祉総務課長）

意見（委員）

うちの町会も1名欠員になっていて、早く決めてほしいと言われている。しかし、担っていただきたいなと思う方は年齢的にもまだ仕事をされている方が多く、委員の仕事も時間としては割かれるものだから、なかなか見つからないのが現状だ。

だからそろそろ違うかたちで、見守りの方の負担が少なくなるようにしていけないかと思っている。別のやり方はないのだろうか。民生委員・児童委員の制度自体はだいぶ長い。

私も何をどうしたらよいのか分からないので、身近な人に委員をお願いせざるを得なくなってしまうというのが現状だ。良い方法がないか、考えていただけないかと思う。

回答（福祉総務課長）

委員からもお話があった通り、各地区において欠員は生じています。しかし、豊島区としての見守り体制を民生委員・児童委員だけに行っているわけではないので、そういった視点で言いますと、高齢者クラブやその他の民間団体にも協力いただき、また活用しながら、見守り体制を整えていけると考えています。

ただ、民生委員・児童委員が各地区に充足されていると、それぞれの負担も軽減されると思いますので、豊島区としては町会長に推薦していただきたいと思っています。あわせて別のルートでも町会で活動されている方にアプローチして、町会長にご相談させていただきたいと思っていますので、その際はよろしくお願いします。

質問（委員）

ある委員の欄に「定年(再任可能)」と書いてあるが、これはまだ続けられるということか。

回答（福祉総務課長）

今までですと、その委員が75歳を迎えてしまうので、次期の再任はできないのですが、今回要綱が改正されて77歳未満であれば大丈夫ですので、その委員については本人の意向さえ確認できれば、引き続き来期も続けることができます。

質問（委員）

この場合、本人が「続けない」と言ったらどうなるのか。

回答（福祉総務課長）

続けられなくなった場合は欠員となります。

質問（委員）

町会で定員数が違うのは世帯数などによるものか。

回答（福祉総務課長）

そうです。

2. 福祉総務課からのお知らせ

（2）災害時要援護者地域共有名簿の配布について

（説明：福祉総務課長）

質問（委員）

名簿の活用方法に関する説明会の件だが、別途、通知はいただけるのか。

回答（福祉総務課長）

1月に入ってからチラシを作るといような話は伺っているので、改めて町会長様宛にご連絡申し上げます。

質問（委員）

出席できないときには「研修動画を配信する」ということだが、出席した場合でもその研修動画をもらうことはできないか。

回答 （福祉総務課長）

配信させていただくので後日自由にご覧いただけます。できれば、複写した名簿をお渡しした方にもご視聴いただくようにご案内していただければと思います。

質問（委員）

新しい町会長だと、最初の時のいろいろな問題について、わからないことが多いと思う。取り扱いについても以前、こんなのはやっていられないと言って、突っ返した町会長もいらっしやっただと伺っている。

個人情報が入っており取扱注意ということで、持っていること自体面倒だとも言われていた。今回、これは「手下げ」「手上げ」とかの方式はどうなっているのか。

回答（福祉総務課長）

基本的には「手下げ」方式で載せています。載っている方は意向調査に回答しなかった方と、意向調査に同意をされた方の二パターンです。

お名前の前に示されているダイヤ(◆)印は、同意された方には付いていないのですけれども、未回答であった方にそのダイヤ印が付いているということです。

意見（委員）

その説明は行っていただいたのだが、そういうことを理解せずに訪問した場合「何で私のところに来たのだ」ということが必ず出る問題なので、そのあたりのマニュアルというか、トークというか、このように話したほうが良いというものがあれば、そういうものも作成していただけると助かる。

質問（委員）

対象者の人数は増えているのか。

回答（福祉総務課長）

前回からは微増です。

質問（委員）

この名簿は民生委員にも渡っているのか。

回答（福祉総務課長）

民生委員の方には、今月の民生委員・児童委員協議会のほうで配布させていただきます。

3. 住宅宿泊事業（民泊）について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

私の家のはす向かいが民泊をやっている。先ほど説明があった3つのルールのように、20メートル以内の近隣の方と町会長への挨拶はあったのだが「カギを対面で渡す」ということは行われているのだろうか。

そこの民泊は外にキーボックスを置いてある。そこでナンバーを合わせてボックスを開け、カギを取り出して入るような、そんなシステムではないかと思っている。現場を見ていないので分からないのだが。必ず対面で、説明や注意を行っているのか確認は行っているのだろうか。

玄関先でタバコを吸ってお酒を飲んで騒いでいることが結構あり、私は一回、その管理業者に電話して、何とかしてほしいと言ったし、一回はそこへ行って注意したこともあった。

役所のほうで見回ることにはできないと思うので、業者に注意の徹底というか、ちゃんと説明・管理しているかどうか確認するような手立てを、行っていただけないか。

回答（生活衛生課長）

おっしゃる通り保健所では手が回っていない部分がありまして、見つけ次第資料の右側の「生活衛生課環境衛生グループ」に電話していただければ、速やかに保健所としても対応いたします。

一般的には民泊を始める前に住宅宿泊事業者と保健所が、書類上のやり取りとか、対面でのやり取りを行っています。

その時には対面でカギを渡すということは確認しているのですが、いざ民泊が始まって後からキーボックスを取り付けるような、悪質な事業者も存在しているのは確認していますので、そういったことが確認できたならば保健所へ通報していただくと助かります。

質問（委員）

「住宅宿泊管理業者」というのは、一元化されているというか、問い合わせ先は決まっているのか。電話番号とかが書いてないので。

回答（生活衛生課長）

住宅宿泊管理業者は「宅建建物取引士」の資格を持っているような業者、不動産業者みたいなものが取り扱ってしまっていて「住宅宿泊事業者」によってどこの管理会社に委託するかは、バラバラです。

連絡先については、物件に貼ってあるステッカーの一番下のところに「住宅宿泊管理業者」の業者名と電話番号が載っていますので、どこの業者が管理しているかが分かるようになっていま

意見（委員）

「注意」の中で、室内でタバコを吸うことが可能なのかどうか分からないが、外へ出てきてタバコを吸っているのを見かけることが多々ある。

宿泊者に対して、部屋の外では飲酒やタバコを吸うのはダメだとか、部屋の中であっても大声で騒いだりしてはいけないなどの注意事項を、業者から必ず伝えてもらうように指導を行っていただきたいと思う。

回答（生活衛生課長）

届出の際に住宅宿泊事業者と対話を行っておりますので、その中で指導を行っていきまし、お話されたような事案がありましたら110番していただければと思います。騒いでいるものを静かにさせることは警察でも対応していただけますので、緊急的という意味であれば、そちらのほうにもお願いいたします。

4. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長）

質問（委員）

この地域の椎名町小学校・さくら小学校は、いまの5校が終わってからというような説明があったが、ということは、改築されるのはこれから20年以降ということになるのか。

回答（学校施設課長）

そうです。今回お示した計画は、少なくとも20年間のなかで5校を改築するということです。1校当たりの改築経費も高くなっている状況で、現時点ではこの5校が最大限という判断が豊島区で下りました。

将来的には5校以降に、そうした未改築校の改築を進めていくのですけれども、20年間の計画の中でも見直しのタイミングがありますので、そのタイミングでの財政状況だとか学校の老朽化の状況とかも含めながら、教育委員会としては未改築校の改築は、少しでも早く対応していきたいと考えているのですけれども、現時点では20年以降ということになってしまうのは、やむを得ないところです。

意見（委員）

改築の予算が1校で約90億円というということで、以前に比べれば倍近くの金額となっている。これは、いろいろな絡みの中で仕方がないことだとは思っている。

ただ、椎名町小学校は、私たちが小学校に通っているところに建て替えを行っていた。あの時は今と条件が違うのだが、学校の半分はそのまま使用して半分を建て替えるというようなことを行っていた。別にどこか他の学校の校舎に行くわけではなくて、椎名町小学校の中だけで済んでいたという工事のやり方であった。

今はそういう形の工事ができないことは分かっている。「旧真和中学校の跡地を使って…」という話があり、立教学院の建て替えで使っているのは聞いているが、その後順次、富士見台小学校や椎名町小学校などを改築していくスケジュールが、予算の問題もあるのだろうけれども、立てられないかなという希望があるので、そのあたりの意を汲んでいただきたい。

回答（学校施設課長）

現在の立教学院の借用が終わった後の、旧真和中学校の活用方法等については、施設計画の担当とも連携しながら、将来的に学校改築用として使っていきたいと考えております。ご意見につきましても関係部局で共有していきたいと考えております。

質問（委員）

地域の人たちに「旧真和中学校の跡地が、いずれ公園になる」という、うわさが入っているが、信ぴょう性はどうか。

回答（学校施設課長）

私は学校施設担当ですのでその辺は存じ上げませんが、施設計画の所管がその辺の将来的な使い方を検討しているポストになりますので、そういったお話があったということを共有させていただきたいと思います。

意見（委員）

目白五丁目も小さな公園はあるのだが、それなりの大きさの公園がない地域なので、地域の皆さんは期待を持ってしまったようだ。その辺りも地域の方への説明をお願いしたい。

意見（委員）

南長崎六丁目は豊島区のはすれに位置している。ここから小学1～2年生が「学び舎びいす」まで歩いて行けるのかなと思う。スクールバスかなにかを手配しないと通えないのではないかな。逆に、新宿区西落合の小学校のほうが近くなってしまう。そういうのも認めていかないといけないのではないかな。

回答（学校施設課長）

豊島区では基本的には1キロ圏内で仮校舎がある場合には「徒歩で」ということでして、従前の目白小学校を改築した時は、少し距離が離れていたこととスクールバスを置くことができる場所があったということで、スクールバスを使ったという実績があります。

ただ、そういったご意見があったということも、単純に距離だけではなくて道路状況だとか、通学するには様々な課題があると思いますので、単に1キロ圏内ということだけで物事を判断するのではなくて、今のようなご意見もあるということを踏まえながら、学校改築を行う際の通学の方法というのは将来的に検討していきたいと考えています。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

- （1）令和7年度国勢調査について【掲示】
- （2）ZOOM勉強会の開催について【町会長対象】
- （3）ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】
- （4）LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】
- （5）町会・自治会活動紹介チラシについて
- （6）令和7年度区政連絡会日程（案）について

（説明：西部区民事務所長）

（2）ZOOM勉強会の開催について【町会長対象】

質問（委員）

2月20日にZOOMの勉強会「実践編」があるということだが、この日は南長崎地区の幼稚園の運営協議会の予定が既に入っている。どうすればよいか。調整していただけるのか。

回答（地域振興係長）

西部区民事務所では基礎編を1月21日、実践編を2月20日というようにご案内していますが、本庁舎のほうが近いとか別の日が都合が良いということでしたら、東部区民事務所とか本庁舎で受けていただくことも可能ですので、ご検討いただければと思います。

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 12月期 第八地区区政連絡会	
事 務 局 (担当課)		西部区民事務所	
開催日時		令和6年12月9日(月) 午前9時55分～11時55分	
開催場所		西部区民事務所 2F会議室	
案 件		区内関係機関案件 1. 令和6年分確定申告について【回覧】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 豊島区案件 1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について 2. 住宅宿泊事業(民泊)について 3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて 4. 福祉総務課からのお知らせ (1) 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について (2) 災害時要援護者地域共有名簿の配布について 5. 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度国勢調査について【掲示】 (2) ZOOM勉強会の開催について【町会長対象】 (3) ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】 (4) LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】 (5) 町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開	
		非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員	青柳 徳俊 委員長(長崎五丁目町会) 本山 美子 副委員長(千早四丁目町会) 今井 敬二 委員(長崎四丁目町会) 長澤 温康 委員(長崎六丁目町会) 東 明男 委員(千早二丁目町会) 田島 裕 委員(千早三丁目町会) 柿沼 正昭 委員(要町三丁目町会)	

出席者	説明者	豊島税務署 柳原 上席調査官			
		目白警察署 山崎 警部補		目白警察署 高野 警部補	
		豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長		小島 治安対策担当課長	
		秦 生活衛生課長		大木 学校施設課長	
		小林 福祉総務課長		福祉総務課 塩塚 民生・児童委員係長	
		福祉総務課 増山 災害対策係長		柴 西部区民事務所長	
	常 任 相談役	有里 真穂			
欠席	地区連絡 担当課長	五十嵐 行政経営課長			
事務局		藤田 区民部長			
		西部区民事務所 地域振興係長		地域振興係員	

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 令和6年分確定申告について

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質問 (委員)

確定申告期間は、2月17日から3月17日ですね。それとスマホでの確定申告は、いつから受付するのですか。

回答 (上席調査官)

税金をお支払いして頂く方は、2月11日からになります。税金が戻ります方は、法律上は、1月1日ですが、お休みがあるので1月6日以降にされるのが良いと思います。

2. 目白警察署からのお知らせ

(説明：目白警察署 警部補)

質問 (委員)

スマホでNTTファイナンスから料金未納のお知らせがありました。現在、請求は、紙ベースで来ないので信用しました。それから、30分後位に固定電話4回線のうち、2回線に料金未納の連絡がきました。固定電話にも来た事によって「これは、詐欺」だと思いました。固定電話でもかかってくるのですね。

回答 (警部補)

固定電話も相変わらず、かかって来ますが、携帯電話も更に増えてます。

質問 (委員)

「自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化」の件です。我々、お祭り等の後にそういう機会がありますが、ダメなんですか。

回答 (警部補)

お酒を召し上がる時は、自転車は控えて下さい。

質問 (委員)

ヘッドフォンもダメだと言われていますが、片耳イヤホンはいいのですか。

回答 (警部補)

注意はします。

3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について

(豊島区シルバー人材センター事務局長)

質問 (委員)

事務的な仕事があるのですね。

回答 (事務局長)

現在、地域に会社等、企業を定年退職された方が多くいるので、何とか事務職を取りたいとしていますが、中々多く取れないです。新しく営業職の人間を採用して、仕事を頂けるように、毎日外回りしております。もし、ご希望の仕事がありましたら、遠慮なくご連絡頂きたいと思います。

【豊島区案件】

1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

（説明：治安対策担当課長）

質問 （委員）

これは、回覧になってますか。

回答 （治安対策担当課長）

いいえ、お手持ちの物だけです。区のホームページにチラシを載せていますが、中々、見て貰えないので、皆様の方から口頭で注意喚起して頂ければと思います。

質問 （委員）

池袋周辺に行くと、高収入というステッカーを貼った大型トラックがありますが、確か都条例で禁止になっていませんか。

回答 （治安対策担当課長）

はい。池袋管内でも走行している車両があります。許可を出している管轄の警察署も違います。都内であれば取り締まりとか、許可しないとかありますが、他府県で許可を受けていれば、走行場所になると聞いております。ただ、よろしくない場所については、引き続き管轄の警察署で情報共有しながら注意していくと聞いております。

2. 住宅宿泊事業（民泊）について

（説明：生活衛生課長）

質問 （委員）

私の所にも業者の方が、2件ご挨拶がありました。何故、町会長の所に来るのですか。

回答 （生活衛生課長）

基本的には、情報共有です。住民の方から町会長にご相談あった場合、民泊があるという事を知って戴くのがいいと思いますので、事業者を伺わせてます。

質問 （委員）

知っていたとしても対処出来ないと思いますが。

回答 （生活衛生課長）

町会長に何かをお願いする事はありません。情報共有の為に業者から連絡して貰っています。知らないより知ってた方が、今後の為によろしいかと思います。不要であれば考えます。

質問 （委員）

以前は、なかったですが、最近、「民泊始めました」という連絡がありました。ステッカーも見た事ないですよ。

回答 （生活衛生課長）

どこの民泊かを教えて頂ければ、速やかに保健所で対応します。

質問 （委員）

ステッカーの大きさは、どの位ですか。

回答 （生活衛生課長）

B5位で、マンションは、1Fの集合ポストに貼っています。一般住宅は、玄関の扉に貼っています。ただ、ちょっと中に入らないとわかりづらいのは確かだと思います。

意見 （委員）

見た事ないですね。

回答（生活衛生課長）

千川地区は、ほとんど民泊は、ありません。長崎地区はありますが、一番多いのは、池袋地区です。

質問（委員）

マンション1部屋を貸すよりも民泊の方が収益が上がるのですね。

回答（生活衛生課長）

アパホテルでも1泊20,000円超えてる状況で、民泊は、15,000円位です。10,000円から15,000円が相場になっています。

意見（委員）

小さいお子さん連れや外国の人が結構いますね。こちらから見て、電気が点くと泊まっていると分かりますね。泊まった次の日は、リネンの軽自動車ですーツや枕を取り替えています。

回答（生活衛生課長）

民泊の場合、年間180日迄なので、1年間の半分になります。四六時中という訳ではなく、夏とかのシーズンでお休みの時は、増えると思います。

意見（委員）

道路脇のパイプに腰掛けてタバコを吸っていて、そのままです。前のマンションの管理人さんが文句言ってますよ。

回答（生活衛生課長）

是非、警察の方に通報するか、保健所、環境清掃部がタバコの対策ですので、お電話頂きたいと思います。

質問（委員）

同じ人が180日いてもいいのですか。

回答（生活衛生課長）

同じ人の場合もあるし、入れ替えもあります。

意見（委員）

180日は、どこが確認しているのですか。

回答（生活衛生課長）

システムで監視しています。保健所と国の官公庁でカウントを取っています。超えそうな場合は、違反にならない様に指導をしています。

質問（委員）

インターネットの業者ではないですね。

回答（生活衛生課長）

はい、ただ、予約受付と仲介をしてるだけです。

質問（委員）

それぞれの民泊場所は、年間日数を把握しているのですか。

回答（生活衛生課長）

予約サイトでは、把握してなくて、保健所か国の官公庁が把握しています。保健所は、官公庁のサイトを間借りしてアクセスします。今ちょうど11月、12月なのでフルで使っていると100日を超える頃なので、その辺のチェックを秋頃からやっています。

意見（委員）

うちの町会では、ごみの出し方で揉めた事があります。清掃事務所と相談して片がつきました。

回答 （生活衛生課長）

民泊もホテルなので事業です。宿泊者は、部屋の中、又は、敷地内の決められた場所に捨てることになっていますので、住民のゴミ集積場には、捨てないです。利用者には、鍵を渡す時に利用ルールを説明しています。マナーが悪い利用者がいると揉める事があります。

質問 （委員）

ステッカーを玄関に貼るのと目立ちますよね。必ず貼らなければいけないのでしょうか。

回答 （生活衛生課長）

民泊の場合は、必ず貼らないといけません。そうしないと利用者がわかりません。

質問 （委員）

届を出さないで、闇でやっている所もあるのでしょうか。

回答 （生活衛生課長）

豊島区では、闇を防止する為に民泊を始める際の敷居を少し下げています。必ず保健所に届けてからスタートして下さいという事で、他の近隣区に比べては、闇は少ないと思います。確かに民泊を始める前は、闇があって誰がやっているのか、さっぱり分からなくて、事業者探しから苦労しました。今は、このステッカーによって、誰がやっているのか連絡がつかますので、前よりは良くなりました。

3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長）

質問 （委員）

千川中学校は令和9年に完成して、その後、要小学校や千早小学校を予定していたのが、お金がない為に先延ばしになるので、ここの仮校舎は、使わないのですね。

回答 （学校施設課長）

子供たちの為に使えないかと教育委員会と考えてます。まだ具体的の方針が決まっていません。西池袋中学校で不登校の子供が増えているので、そうした不登校の子供が学校ではないけれども通える場としての、不登校支援や、子供の居場所的な学習支援活動の場や、また、部活動も地域移行に進んでいきます。体育館やグラウンドもあるので、地域移行になった時に子供たちが活動できる場所等を考えています。また、朋有小と西巣鴨中の総合グラウンドを使って改築するお話をしましたが、そうなると一時的に使えなくなってしまうので、総合グラウンドでやっていたスポーツで、卓球などを学び舎ひすで、という使い方も出来ます。

使い方ですが、折角建てたのに何も使わないではなくて、子供たちの為に着実に使っていき、将来的に改築計画20年の中で、今後、世の中の状況で計画が変わっていくのかなと思います。次の計画になる迄は、子供たちの為に使いたいと思います。

質問 （委員）

最低でもそうしないと勿体ないですね。

回答 （学校施設課長）

仰る通りです。一定のお金をかけたので、千川中学校の為にだけではないので、間が空いてしまうのは、勿体ないです。区としての使い方があるので、我々は、教育の場として使いたいです。

質問 （委員）

これは、区議会でも決まったのですか。

回答 （常任相談役）

正式に決まった訳ではなく報告という内容です。特に学び舎いすに関しまして、30億円以上というリース計画で耐用年数20年ですよ。このリース契約がある中で、この学び舎いすが20年間、学校改築の為に造るという目的になってます。地域の皆さんの合意の中で30億というお金をかけて造って、西部地域の学校改築という名目で造っている訳です。給食室があり、体育館もあります。果たして、学び舎いすが不登校の子供たちの居場所であるというのは、だいぶ違うのではないのか、これでいいのかと。事がまだ、正式に決定している訳ではありません。これから地域のご意見を聞いて、特に今、千川中学校の子供たちからは、運動場が狭い等、課題がある中で我慢して使っている。また、さくら小学校や要小学校は、統廃合の約束で、学校改築を先にやるという話がありました。その様な約束事をどの様にやるのかという中で、西部地区は、改築されないという。要小学校は築80年になってしまう。千早小学校、さくら小学校も。その辺の事は、丁寧に説明して頂きたいです。今日の説明では、不十分だと思います。

西部地区は、今後20年は改築されない、30億円かけた学び舎いすの運用方法等、議会での説明が足りてないと思っています。地域の皆さんにも合意を得ていけないといけません。町会長や地域の皆さんに納得できる説明が必要だと思います。

回答 （学校施設課長）

先週の末に、保護者の方に要小学校で説明会をしました。千川中学校は、今後、日程調整をしまして今月中に丁寧に説明を致します。千川中学校の工事が遅れる為、学区域である高松小学校も保護者の方に説明会を12月に実施致します。説明の中でも、保護者の意見が出てくると思いますので、検討していきます。

質問 （委員）

千川中学校の工事が、調整中という事ですが、今後、高騰したらどうなるのですか。

回答 （学校施設課長）

施設整備の所管課が担当しており、入札不調になった場合、区内外の建設業者を数社呼んでヒアリングします。現状の全国的な人手不足の状況や最新の労務単価を設定しまして、人手の確保や工期等、着実な入札が履行できる様に最善を尽くして、今月中に再入札の報告をする予定です。

質問 （委員）

また、以前の西部地域複合施設は2回不調になりましたが、不調になる可能性はありますよね。

回答 （学校施設課長）

可能性という意味では、現時点で工費や確実に入札出来る様な設定でしていますが、相手の事業者によります。そうならない様に、こちらとしては、丁寧に複数社呼んで把握等努めています。他でも入札が4~5回になった事例もあります。そういった事例も聞きながら、新しい工期設定をして、結果1年もかかってしまった状況です。安心して入札確保出来る様に少し、子供たちには、負担になってしまいますが、着実に工事が出来る様な工期設定をしましたので、我々としては、しっかり事業者を選定して、スケジュール通りに進行していくようにしたいと考えております。

意見 （常任相談役）

延期するのにも限界がある中で、部活動や体育の制約が厳しくなると、これはいいのかと意見が出ています。今回、1年延期となると、3年間過ごす学年が増えるので、代替の施設や運動できる機会、部活動等、ちゃんと調整していくのが、多くの課題になると思います。

入札に関しましては、工期延長になりますとお金も更に嵩むという事になります。区長含めて教育委員会がきちんと区民の方に説明出来る様にしないと。区民の税金なのです。調整不足でしたと済ます訳にはいけないのですよ。その辺をしっかりと責任感を持って対応して頂かないと、申し入れしていきたいと思っています。よろしくお願いします。

意見 （常任相談役）

改めて町会長に、西部地区は、学校の工事延長の説明を教育委員会から別途、設けて頂いて、説明頂かないとこの短い間では、不安だと思います。学校は、各町会の方達の防災拠点なのです。それが築80年で防災拠点になるのか、今後、住民の方達から色々な意見がたくさん出ると思います。本来であれば第8地区の皆さんに学び舎いすを使った、西部地区の学校改築が20年間出来ないとの事をお話頂いて、どの様にすれば安心、安全であると住民の方が納得して、学校を使って頂けるかを丁寧に説明頂きたいです。委員長よろしいでしょうか。

回答（委員）

では、ご検討して下さい。

回答（学校施設課長）

改めて学校改築の話で日程調整させていただきます。

4. 福祉総務課からのお知らせ

（１）令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

（２）災害時要援護者地域共有名簿の配布について

（説明：福祉総務課長

民生・児童委員係長

災害対策係長 ）

（１）令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

質問（委員）

年齢要件の例外とは何ですか。

回答（民生・児童委員係長）

原則は、年齢が決まっています。例外は、適正の方が見つからないとかで設けていますが、その場合の年齢の上限です。その際は、申請の時に理由書を書いて頂きます。

質問（委員）

どうしても的確な方が見つからない時は、どうなるのですか。

回答（福祉総務課長）

4月迄は、探して頂いて、どうしても、という場合は、事務局にご相談下さい。町会長だけだと中々、難しい時もあるので、こちらでも人探して働き掛けをします。

質問（委員）

2月の区政連絡会で正式に推薦依頼という事ですが、その前に、町会の役員会で、話を進めてもよろしいですか。

回答（福祉総務課長）

はい。よろしくお願いします。

（２）災害時要援護者地域共有名簿の配布について

質問（委員）

複写というのは、こちらで必要であれば、いいという事ですか。

回答（災害対策係長）

活用して頂きたいという事で、以前は、複写は駄目ですよという事で町会長のみが持っている話でしたが、今回から、町会の判断で、コピーをして構わないという事になりました。

質問（委員）

複写して町会長と私が持っていて良いという事ですね。複写する場合は、届けるのですか。

回答（災害対策係長）

複写した場合の届出は、不要です。その管理を様式3で、原本の名簿の管理者は、今、お受け取りを頂いた方で、名簿の管理をして頂いて、原本を町会長に引き渡す時には、様式2を名簿の管理者の変更について記入して、区の方に届けて下さい。

質問（委員）

名簿には、町会に加入されていない方もありますよね。中々、その様な方には、アプローチしづらいですね。

回答（災害対策係長）

今回、地域共有名簿に載せていいか、全軒に調査をしています。同意の方は、お名前の前に、印が付いていません。確認が取れていない方は、印が付いてます。印がついていない方には、積極的な町会活動されてもトラブルはないと思います。この事がきっかけで、町会加入という繋がりになればと思います。

質問（委員）

民生委員の方にも同じ名簿がいつているのですか。

回答（災害対策係長）

町会と民生委員の管轄が違いますので、民生委員の方のは、その方の管轄の名簿です。町会の民生委員の方の名簿は、重複していると思います。その方と情報共有して頂いても構わないです。

5. 区民活動推進課からのお知らせ

- （1）令和7年度国勢調査について
- （2）ZOOM勉強会の開催について
- （3）ひろばカフェZOOM講座について
- （4）LINE公式アカウント作成講座について
- （5）町会・自治会活動紹介チラシについて

（説明：西部区民事務所長）

（5）町会・自治会活動紹介チラシについて

質問（委員）

チラシが必要な場合については、地域振興グループでいいですか。

回答（西部区民事務所長）

はい、町会のイベントで配って頂きたいと思います。必要枚数があればご用意致します。

会 議 録

◇詳細・・・・・・・・西部区民事務所地域振興グループ 電話03-4566-4022

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度 12月期 第九地区区政連絡会	
事 務 局 (担当課)		西部区民事務所	
開催日時		令和6年12月11日（水） 午前9時55分～11時50分	
開催場所		西部区民事務所 2F会議室	
案 件		区内関係機関案件 1. 令和6年分確定申告について【回覧】 2. 目白警察署からのお知らせ【掲示】 3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 豊島区案件 1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について 2. 福祉総務課からのお知らせ (1) 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について (2) 災害時要援護者地域共有名簿の配布について 3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて 4. 区民活動推進課からのお知らせ (1) 令和7年度国勢調査について【掲示】 (2) ひろばカフェZOOM講座について【町会役員対象】 (3) LINE公式アカウント作成講座について【町会役員対象】 (4) 町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開 の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委 員	塚田 義信 委員長（高松二丁目町会） 和田 健男 副委員長（要町二丁目町会） 織田 盛男 委員（要町一丁目町会） 吉田 雅明 委員（高松一丁目町会） 田口 芳民 委員（高松三丁目町会） 島津 仁美 委員（千川一丁目町会）	
	説明者	豊島税務署 大熊 上席調査官 目白警察署 高野 警部補 目白警察署 山崎 警部補 治安対策担当課 織田 治安対策担当係長 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小林 福祉総務課長 大木 学校施設課長 宮本 施設計画担当課長 柴 西部区民事務所	

	地区連絡 担当課長	今井 高齢者福祉課長	
欠席	委 員	大槻 正臣 委員（千川二丁目町会）	
	常 任 相談役	小林 ひろみ	辻 薫
		西崎 ふうか	原田 たかき
	事務局	藤田 区民部長	
事務局		西部区民事務所 地域振興係長	地域振興係員

質疑応答要旨

【他機関案件】

1. 令和6年分確定申告について

（説明：豊島税務署 上席調査官）

質疑なし

2. 目白警察署からのお知らせ

（説明：目白警察署 警部補）

質問（委員）

先日、要町駅でキャンペーンがありましたが、参加人数は、どの位でしたか。

回答（警部補）

10名程参加だと聞いております。

質問（委員）

電動自転車等が歩道に入ってきて来たり、すごいスピードで走る人が多いのですが、その辺のルールが分からなくてどの様に注意したらいいのかなと思います。

質問（委員）

貸し出し用の物が店舗でありますね。個人的に申請とか、ないのですか。

回答（警部補）

業者がお願いして、貸し出しをしています。いくらお金は出ている様です。

質問（委員）

罰則強化して取り締まりは、しているのですか。

回答（警部補）

交通課の方で対応しています。自転車でお酒等の明確な罰則が強化されていますので、何かしらは打つとは、思います。

質問（委員）

ながらスマホというか、スマホを自転車に固定しても違反になるのですか。

回答（警部補）

自転車で動いている時は安全確認ができないですが、止まってカーナビ的に確認すれば、取り締まりという事はないです。詳しくは、交通課にご連絡頂ければ、詳細をご説明致します。

3. 豊島区シルバー人材センター 会員募集について

（豊島区シルバー人材センター事務局長）

質疑なし

【豊島区案件】

1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

（説明：治安対策担当課長）

質疑なし

2. 福祉総務課からのお知らせ

（１）令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

（２）災害時要援護者地域共有名簿の配布について

（説明：福祉総務課長）

（１）令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

質問 （委員）

欠員の所は、1人に負担がかかっていると思いますが、平均して各地区欠員が出ていますね。役所側では何か動いていますか。

回答 （福祉総務課長）

今回、民生委員の推薦を町会長にお願いしてる所ですが、区側としては、結果を踏まえて、別にアプローチして町会長にご相談したいと思っております。

（２）災害時要援護者地域共有名簿の配布について

質問 （委員）

民生委員の名簿とバッチングしますか。

回答 （福祉総務課長）

民生委員の方にも名簿はお渡ししますが、地区が違いますので、地区に合わせて作っています。警察と消防にも提供しています。

3. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長

施設計画担当課長）

質問 （委員）

千川中学校の工事が10年まで延びるとの事ですが、状況としては、今、解体が終わって、解体した後に、再入札で半年位更地のままで空いてしまうとの事ですが、なんとかならないのですかね。最初の段階で今の情勢では無理ではないかという話は出ていましたよね。延びるのはやむを得ないにしても、延びる期間を短くする為に、もっと早い判断があって然るべきではないのですか、というのが1点。

もう1点は、学び舎いすを使って建替えをやっていくという事で、次は、要小学校をという事を聞いていたのです。近くで言えば、高松小学校も相当後になってしまうのです。学び舎いすを造ったのはいいですが、高松小学校は、老朽化が進んでいますし、児童数も多いので教室が一杯なんです。駒込のように民間の土地を使う事等を検討しないと一体いつ出来るのか分からないという事ですが、どうなのですか。

回答（学校施設課長）

1つ目の事です。千川中学校の工期が遅れる事については、確かに判断を早くすべきという事は、ご指摘の通りだと思います。今年の秋に入札を行いました所、工事費が高騰している中で、その辺が合致しなかったという事です。その後、不調になってしまったので、区内外の建設業者とヒアリングをしました。現段階で現実的な工期や人手の確保、工事費の採算等、様々な民間の事業者と進めた結果、工期の再設定が出来ましたので、1月の再入札に向けて取り組んでいます。

解体が終わった後、しばらく置かれてしまいますので、住民の方にご迷惑を掛けずにやっていきたいと考えております。

2つ目の学び舎いすの件ですが、将来的には、要小学校も含めて、近隣の小学校改築の場所として、活用していきます。区として今、示せる範囲は、仮校舎地として確保出来るのは学び舎いすなので、ここを活用して、今後、学校改築を行っていくという方針を定めました。要小学校、長崎小学校、千早小学校、高松小学校、さくら小学校の5校が学び舎いすを使って、学校改築になります。確かに民間の土地をお借りするというお話はありますが、学び舎いすがありますし、大きな仮校舎を建てる土地がない事、土地を借りれたとしてもかなり多額の経費がかかる事がある為、中々、難しいです。

質問（委員）

高松小学校のそばの国有地を豊島区で買っています。障がい者施設を造る予定になっている事ですが、学校の敷地としては不十分ではありますが、その土地を含めて検討する事はできないのでしょうか。それと、千川中学校の建替えが長引くという事で、しかも、半年間更地になっているという事が、子供たち、保護者も含めて皆の気持ちが非常に悲しい話ですよ。学校に行けない、学校が出来ないという忸怩たる思いがあります。本当に可哀想ですよ。

回答（学校施設課長）

確かに工期は延びても4月から工事をしている姿が、示せば良かったのです。我々も忸怩たる思いは、あります。大変申し訳ありませんとしか言いようがないです。

質問（委員）

令和10年に千川中学校が出来上がって、要小学校の計画が無くなったという事は、千川中学校の後、ここは空きますが、どう利用するのですか。

回答（学校施設課長）

当然乍ら、学校改築の為に使っていくのですが、次の学校を迎える迄は、子供たちの教育の為に活用できないかという計画を時間をかけて丁寧に検討していきたいと考えております。可能性の1つとしては、朋有小と西巣鴨中学校の改築を総合体育場を利用して行いますので、総合体育場の代替の場所として幅広く検討していきたいと思います。

質問（委員）

今回の内容について、知ったのは、今日の区報です。正式に聞いていないですし、要小学校の事は何も書いていないです。並行して出来なかったのか、駒込中を優先した経緯は、何ですか。

回答（施設計画担当課長）

先ずは、駒込を最優先して、学校改築をしなければならないという事については、20年間しか民間の土地が借りられないという事情があります。

質問（委員）

立地について正式に決まったのは、いつ頃ですか。

回答（施設計画担当課長）

正式に相手と決まったのは、今年度に入ってからです。

質問（委員）

区長が折角、住民に耳を傾けてと言っているのに、事前に話がなかったですよ。事が起これば並行して、話してくれないと後で何が起きるかは、分かる事でしょう。並行して話をする余裕がなかったのですか。突然の話ですよ。その様な話は、出来なかったのですか。区長らしからぬメッセージだと思うよ。これは抜粋だが。いずれにしても皆さん、その様な思いはありますよ。これから町の方にどう説明しようか、役所からの説明では納得出来ない所もある。議会で最終的に決まったのは、いつですか。

回答（学校施設課長）

議会には、11月13日に報告しました。駒込の方針として策定したのは、6月です。実際に民間の土地の契約をしたのが6月で、その方針を計画化したのが11月です。それを議会に報告させて頂きました。

質問（委員）

これから各学校には、説明がある訳ですよ。

回答（学校施設課長）

11月に学運協に報告をして、12月6日に要小学校の保護者の方に説明をしました。千川中学校は、改築の遅れが影響しますので、来週に千川中学校と高松小学校の学運協と保護者の方に説明させて頂きます。

質問（委員）

その案内は、来ていますか。

回答（学校施設課長）

保護者の方には、通知を学校と調整をしながら、発送の準備を整えている所です。

質問（委員）

町の方は、ほとんど知らない。今回の内容は、何かの会合でたまたま聞きましたので。

回答（学校施設課長）

千川中学校の改築の遅れ自体は、12月3日の議会に説明しました。学校改築計画の話は11月で、千川中学校の工事遅延の話は12月の報告になりました。そこからの皆さんへの周知ですので、中々、すべての方に行き届いてないと考えてます。この会議での報告は、少し遅いタイミングになってしまった事は、申し訳ないと思っております。

意見（委員）

区民に分かりやすく、納得できる説明をしてくれないと。その様な所が欠けているというか、少ないと感じました。

意見（委員）

保護者でも学連協でも地域の人でも、問題は、次は要小学校だと話を聞いて、この地区の人達は、要の後はさくらだとか高松だと思っていました。それが、今、説明があった通り20年は先になる。だから、皆さんは、納得してないですよ。納得してないが、保護者も学連協もしようがないなと思っている。

朋有小とか駒込小の件も役所が、7月付でホームページに資料で説明してますよ。こちらの方は11月、4ヶ月以上差があるのは、何なのか。こちらの方にも同時に説明をして頂ければ良かったじゃないですかというのが住民の方が言う所です。

それと、学び舎びいすです。今、説明の通りグラウンドを使うとか、体育館使うとか、ありましたが、地域の人が施設利用で使うので、総合体育館の代替は、難しいと思います。学校として造って、30億はかかったでしょう。18教室あって、給食室、保健室があるものを他で使うと言っても1割も使わないじゃないですか。最初の高野区長の時の話とまるで違いますよね。区の広報誌で区長からは駒込の事は言っていますが、要小学校のことは、ひと言も言ってないですよ。こちらとしては、馬鹿にされたと。私が言ってるものではありませんよ。東地区に説明に行くと良かった良かったで、こちらは、なんなんだよがっかりだと。その様な気持ちでほとんどの皆さんが思っています。その辺をもう少し丁寧に区長自身が、要小学校で餅つきがあったり、ひろば祭りがあったりした時に区長が直接来て、挨拶の時に言わないのか。だから、多くの住民は、区長は、こちらを避けてるとの意見が非常に多くなってきましたよ。非常にまずい事です、こちらの住民の感情になりつつあると思います。その辺うまく伝えて下さい。この前の高松小学校の子供祭りの時に区長が見えました。私は、言いました。「子供と保護者、地域をがっかりさせるな」と。ある意味裏切りですよ。あっちの地区は、喜ぶ、こっち

意見（委員）

担当の部署としては、苦しい立場であると分かりますよ。しかしそこを全体的に、公にするにも、もう少しスムーズに、物事が通るようにやってくれないとね。

回答（学校施設課長・施設計画担当課長）

はい、ありがとうございました。

4. 区民活動推進課からのお知らせ

- （1）令和7年度国勢調査について
- （2）ひろばカフェZOOM講座について
- （3）LINE公式アカウント作成講座について
- （4）町会・自治会活動紹介チラシについて

（説明：西部区民事務所長）

（1）令和7年度国勢調査について

質問（委員）

1人で複数担当する人がいますが、基本的にいいのですか。

回答（西部区民事務所長）

複数地区担当されても大丈夫です。10地区担当されてる方もいます。ただ、報酬に関しては、倍とかになる訳ではなくて、世帯数によっての報酬になります。

質問（委員）

豊島区民以外の人でもいいのですか。

回答（西部区民事務所長）

調査委員は、基本的に豊島区内です。

質問（委員）

住んでいたのですが、引越してしまったのですが、調査委員の実績がありますので。

回答（西部区民事務所長）

基本的に豊島区で募集していますので、報酬等の関係もありますので、2月の区政連絡会で担当から説明させていただきます。

質問（委員）

1世帯あたり報酬は、どの位ですか。

回答（西部区民事務所長）

基本が52,000円で、世帯数によって細かい基準がある様です。

（4）町会・自治会活動紹介チラシについて

質問（委員）

以前もこのようなチラシをデータで頂いたのですが、データは、ありますか。町会名を入れるようなデータを頂ければと思います。

回答（地域振興係長）

確認します。

質問（委員）

このチラシは町会に加入している人に配るのでしょうか。

回答（西部区民事務所長）

町会のイベントで配るというのは、イベントには、加入していない人も参加しますので、これを配る事によって促進できるかなという事です。

質問（委員）

むしろ、区報と一緒に全戸に配ったらいいのではないですか。会員でも町会の内容を知らない人もいますので、その様な人の為にも。

回答（西部区民事務所長）

はい。分かりました。区民活動推進課に全戸配布とデータも含めて確認してお知らせします。

質問（委員）

豊島区の住民の職員の方は、上司の方が説得して、必ず町会に加入して頂きたいです。

回答（西部区民事務所長）

それは、一応加入は、任意なのですが、勧奨する様に考えたいと思います。

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第10地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和6年12月3日(火) 午後2時～午後3時20分	
開催場所		オンライン開催	
案件		関係機関案件 (1)豊島税務署からのお知らせ【回覧】 (2)豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (3)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (4)豊島区シルバー人材センター会員募集について【掲示】 豊島区案件 (1)豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について (2)令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について (3)災害時要援護者地域共有名簿の配布について (4)令和6年度「わが家のひなん計画」体験ワークショップの開催について【掲示】 (5)新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて (6)区民活動推進課からのお知らせ ① 令和7年度国勢調査について ② ひろばカフェZOOM講座について ③ LINE公式アカウント作成講座について ④町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	片桐 昌英 委員長(駒込第一町会) 小川 幸雄 副委員長(駒込二丁目親和会) 亀田 真一 委員(駒込三丁目町会) 小林 修司 委員(染井よしの町会) 竹之内 一仁 委員(駒込六丁目東文化会)	
	常 任 相談役		
	説明者	豊島税務署個人課税第1部門 大熊 上席調査官 豊島消防署 高橋 巣鴨出張所長 巣鴨警察署 生活安全課 高橋警部補 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長	

		治安対策担当課 織田治安対策係長 小林 福祉総務課長 大木 学校施設課長 高桑 東部区民事務所長 星野 町会連合会事務局長
	区	高桑 東部区民事務所長
	地区担当課 長	
欠席者	委 員	高野 好昭 委員(駒込七丁目町会)
	常 任 相談役	さくま 一生 片岡 きょうこ
	区	藤田 区民部長 長澤 保育政策担当課長
事務局		東部区民事務所 (地域振興G)山川・林田

質疑応答要旨

関係機関案件

1. 豊島税務署からのお知らせ【回覧】

(説明: 豊島税務署 上席調査官)

(質疑なし)

2. 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】

(説明: 豊島消防署 巣鴨出張所長)

質問 (委員)

餅の事故注意について、高齢者に加えて子どもの事例も起きているのか。また対応に違いはあるのか。

回答 (巣鴨出張所長)

発生している。子どもは喉の筋肉が弱いことが原因。若者は、お酒の勢いによる一気食いによる所がある。

餅は粘りがあり、くっつきやすい。細かく切って食べることを推奨する。また、子どもに対しては、親は目を離さないよう注意すること。

3. 巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】

(説明: 巣鴨警察署生活安全課 警部補)

質問 (委員長)

年末警戒の予定を教えてください。

回答 (警部補)

12月20日に実施する予定であるが、12月中旬から私服警官を含めて警戒を強化していく。

4. 豊島区シルバー人材センターからのお知らせ【掲示】

(説明: 豊島区シルバー人材センター 事務局長)

(質疑なし)

豊島区案件

1. 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

(説明: 治安対策担当係長)

(質疑なし)

2. 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

(説明者: 福祉総務課長)

質問 (委員)

予選会とはどのようなことか

回答 (福祉総務課長)

推薦準備会として、推薦された方について、地域内の町会、PTA及び民生委員等の関係者から率直な意見を伺う場である。推薦された方の同席はない。その後、推薦会、そして都への上申となる。

3. 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明者: 福祉総務課長)

意見（委員長） 重要かつ難しい事項ゆえ、ゆっくり進めてほしい。 回答（福祉総務課長） 承知した。詳細は2月期区政連絡会にて説明させていただく。
4. 令和6年度「わが家のひなん計画」体験ワークショップの開催について【掲示】 （説明者：福祉総務課長）
（質疑なし）
5. 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて （説明：学校施設課長）
質問（委員長） 染井よしの町会や東文化会は町会員等から具体的な声が上がっているのか 回答（委員） 計画について区から報告を受けているが、町会員やPTAからは具体的な声は上がっていない。 回答（委員） 小林委員と同じで、まだである。 回答（学校施設課長） 本日は最初の説明である。年内に保護者や運営協議会で説明する。地域へ情報を提供することで、町会長に具体的な相談があるかもしれない。その際は学校施設課まで問合せ頂きたい。
6. 区民活動推進課からのお知らせ ① 令和7年度国勢調査について ② ひろばカフェZOOM講座について ③ LINE公式アカウント作成講座について ④ 町会・自治会活動紹介チラシについて （説明者：東部区民事務所長）
（質疑なし）

会 議 録

◇詳細一区民活動推進課地域振興グループ 電話03-3981-0479

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第11地区区政連絡会
事務局（担当課）		区民部区民活動推進課
開催日時		令和6年12月10日（月） 午前10時00分～11時50分
開催場所		池袋本町第2区民集会室 会議室1
案件		1. 他機関案件 （1）令和6年分確定申告について （2）池袋警察署からのお知らせ （3）豊島区シルバー人材センター会員募集について 2. 豊島区案件 （1）豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について （2）福祉総務課からのお知らせ ①令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ②災害時要援護者地域共有名簿の配布について （3）住宅宿泊事業（民泊）について （4）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて （5）区民活動推進課からのお知らせ ①令和7年度国勢調査について ②ひろばカフェ ZOOM 講座について ③LINE 公式アカウント作成講座について ④町会・自治会活動紹介チラシについて
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 3人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	榊原 清 委員長（池袋本町二丁目町会） 小山 貞男 副委員長（池袋本町親和町会） 高井 徳朗 委員（池袋本町南町会） 藤澤 吉康 委員（池袋本町末廣町会） 有賀 雅雄 委員（池袋本町一丁目町会） 黒沢 邦夫 委員（池袋本町中央町会） 寺門 孝史 委員（池袋本町宮元町会） 米山 和英 委員（池袋本町四丁目町会）

	説明者	豊島税務署 柳原 上席調査官 池袋警察署 高橋 生活安全課課長代理 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長 秦 生活衛生課長 大木 学校施設課長 井上 区民活動推進課長
	常 任 相談役	
	地区担 当課長	宇野 マンガ・アニメ活用担当課長
	区	井上 区民活動推進課長
欠席者	委 員	
	常 任 相談役	泉谷 つよし、井上 幸一
	地区担 当課長	
	区	藤田 区民部長
事務局		区民活動推進課 五十嵐・中村・中村

質疑応答要旨

1. 他機関案件

(1) 令和6年分確定申告について

(説明：豊島税務署 上席調査官)

質問 (委員長)

例年案内ハガキが届いていたかと思う、今年も届くのか。ハガキにはIDみたいな番号も印字されていた気がする。

回答 (上席調査官)

今年も通知する。今後は通知をしない方向で検討している。通知はがきには、ID番号のみお知らせしている。

(2) 池袋警察署からのお知らせ

(説明：池袋警察署 生活安全課課長代理)

質問 (委員長)

知り合いの独居に詐欺電話がかかってきた話を聞いた。池袋警察署へ電話をかけると音声ガイダンスが流れる。

回答 (生活安全課課長代理)

音声を待たずに切ってほしい。うっかり相手の口に乗ってしまい所持金を口走ってしまった際は、別の場所へ避難することと、警察へ連絡をお願いします。まずは、命を守る行動を心掛けてほしい。

(3) 豊島区シルバー人材センター会員募集について

(説明：豊島区シルバー人材センター 事務局長)

質問 (委員長)

1月から3月入会者は会費無料というのは、今年度をさしているのか。

回答 (事務局長)

その通り。今年度からは、家族割制度を始めたのでぜひ家族での入会をご検討下さい。

2. 豊島区案件

(1) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

(説明：治安対策担当課長)

質問 (委員)

表示された着信番号を確認したところ、プラスで始まる番号であった。

回答 (治安対策課長)

プラス1、プラス44で始まる着信番号などは、国際電話であるため注意してほしい。

(2) 福祉総務課からのお知らせ

① 令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選について

② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明：福祉総務課長)

質問 (委員)

池袋本町南町会と池袋本町一丁目町会から委嘱するのは昔からなのか。

回答（福祉総務課長）

改選の際に、南町会から立候補が上がりましたら連盟にせず各々の町名で記載する。

質問（委員長）

対象の方へは区から確認をするのか。

回答（福祉総務課長）

町会長から意向の意思を確認してほしい。

質問（委員）

町会の人数に増減があった場合、定数はどうなるのか。

回答（福祉総務課長）

定数は東京都が管理しており、条例で定められている。

質問（委員）

実費弁償とあるが、活動費以外に支給があるのか。

回答（福祉総務課長）

豊島区の場合、実費弁償は、活動費の中に含まれている。

質問（委員）

災害時の名簿を拝見したところ、亡くなった方がリストにいる。

回答（福祉総務課長）

令和6年10月1日現在の名簿で作成している。

質問（委員長）

対象者の有無や変更について連絡は必要か。

回答（福祉総務課長）

連絡は不要である。

意見（委員）

名簿者の中には面識がない人もいる。いざという時のために、対象者と町会関係者が交流できる機会を設けてほしい。

回答（福祉総務課長）

登録者が参加できる場を検討する。

質問（副委員長）

民生委員・児童委員へもお配りしているのか。

回答（福祉総務課長）

配付している。ほか消防団へ配付をする。

質問（委員）

愛の手帳について教えてほしい。

回答（福祉総務課長）

知的障がい者の方の手帳を東京都は愛の手帳と呼んでおり、他県では療育手帳という呼ばれ方をしている。程度は1度～4度までであるが、障害の程度は1度が最重度であり、1度～3度の方のみフラグがついている。

（3）住宅宿泊事業（民泊）について

（説明：生活衛生課長）

質問（委員）

違法な民泊を行っていた場合の罰則はあるのか。

回答（生活衛生課長）

営業停止による処分が考えられるが、事例はない。

意見（委員）

民泊の事業者も町会に加入し、会費を支払ってほしい。ゴミ捨ての扱いが悪く、住民は困っている。

回答（生活衛生課長）

管理業者は、現地まで 30 分以内に駆け付けられることを条件にしている。何かあった場合は、管理業者へ通報いただきたい。

回答（区民活動推進課長）

町会と民泊のかかわり方について、改めて検討させてほしい。

質問（委員）

管理業者が分かるなら、町会に共有してほしい。

回答（生活衛生課長）

区ホームページ上にて一覧を掲載している。ご要望に応えるため、地区単位でリストを配付する。ホームページ上の一覧は 3 か月単位で更新をしているため、町会への配布時期は相談させてほしい。

質問（副委員長）

制度開始時は、管理事業者が町会へ挨拶に来たが、今はほぼ無い状況であるがどうか。

回答（生活衛生課長）

町会へ周知することのルールを徹底する。

質問（委員）

ゴミ問題が原因なのか、ネズミやハクビシンを町内でよく見かけるようになった。ゴミ問題による二次被害として放火も心配である。

回答（生活衛生課長）

ネズミの駆除事業者は、生活衛生課にて紹介が可能である。

質問（委員）

事業者へ承認を出すにあたって、区は現地確認を行っているのか。

回答（生活衛生課長）

申請書類にて確認をしている。

質問（委員長）

消防の届け出も必要ではなかったか。

回答（生活衛生課長）

必要である。

（４）新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

（説明：学校施設課長）

質疑応答なし

（５）区民活動推進課からのお知らせ

- ① 令和 7 年度国勢調査について
- ② ひろばカフェ ZOOM 講座について
- ③ LINE 公式アカウント作成講座について
- ④ 町会・自治会活動紹介チラシについて

（説明：区民活動推進課長）

質問（委員）

国勢調査員への通知は区からあるのか。

回答（区民活動推進課長）

通知はしていないので、町会長からお声がけをお願いしたい。

質問（委員）

町会・自治会活動紹介チラシは、余分にいただけるか。

回答（区民活動推進課長）

区民活動推進課まで必要部数を連絡してほしい。

会 議 録

◇詳細—東部区民事務所地域振興グループ 電話03-3915-2334

附属機関又は 会議体の名称		令和6年度12月期 第12地区区政連絡会	
事務局 (担当課)		東部区民事務所	
開催日時		令和6年12月11日(水) 午後2時～午後3時	
開催場所		東部区民事務所2階 多目的室、オンライン開催	
案件		(1)豊島税務署からのお知らせ【回覧】 (2)豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】 (3)巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】 (4)豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】 【豊島区案件】 (1)豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について (2)福祉総務課からのお知らせ ① 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について ② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について (3)新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて (4)区民活動推進課からのお知らせ ① 令和7年度国勢調査について ② ZOOM勉強会 ③ひろばカフェZOOM講座について ④ LINE公式アカウント作成講座について ⑤ 町会・自治会活動紹介チラシについて	
公開の 可否	会 議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 傍聴人数 0人 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由	
出席者	委員	竹野 康二 委員長(南大塚二丁目西町会) 田中 治 委員(北大塚一丁目睦町会) 村田 敏明 委員(南大塚東南町会) 小倉 憲夫 委員(南大塚一丁目南町会) 安藤 誠 副会長(南大塚仲町会) 寺崎 良雄 委員(南大塚二丁目北町会) 田邊 安幸 委員(大塚駅南町会) 三輪 緑 委員(東池袋五丁目日本町会) 國府田 房義 委員(東池袋五丁目東町会) 小林 訓子 委員(南大塚自治会)	
	常 任 相談役	森 とおる	
	説明者	豊島税務署個人課税第1部門 大熊 上席調査官 豊島消防署 矢吹 地域防災担当主任 巣鴨警察署 生活安全課 上村警部補 豊島区シルバー人材センター 栗原 事務局長 小島 治安対策担当課長 小林 福祉総務課長	

		大木 学校施設課長
	区	高桑 東部区民事務所長
	地区担当 課長	小澤 都市基盤担当課長
欠席者	委 員	丸本 修一郎 委員(南大塚一丁目南松町会)、 南大塚一丁目宮若町会
	常 任 相談役	根岸 光洋 ふるぼう 知生 細川 正博
	区	藤田 区民部長
事務局		東部区民事務所 (地域振興G)山川・林田

質疑応答要旨

関係機関案件

(1) 豊島税務署からのお知らせ【回覧】

(説明: 豊島税務署個人課税第1部門 上席調査官)

(質疑なし)

(2) 豊島消防署からのお知らせ【掲示・回覧】

(説明: 豊島消防署 地域防災担当主任)

(質疑なし)

(3) 巣鴨警察署からのお知らせ【回覧】

(説明: 巣鴨警察署 生活安全課 警部補)

(質疑なし)

(4) 豊島区シルバー人材センター 会員募集について【掲示】

(説明: 豊島区シルバー人材センター 事務局長)

(質疑なし)

豊島区案件

(1) 豊島区における特殊詐欺被害防止対策・年末年始に向けた防犯対策について

(説明: 治安対策担当課長)

(質疑なし)

(2) 福祉総務課からのお知らせ

- ① 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について
- ② 災害時要援護者地域共有名簿の配布について

(説明: 福祉総務課長)

(質疑なし)

(3) 新たな学校改築方針及び改築スケジュールについて

(説明: 学校施設課長)

(質疑なし)

(4) 区民活動推進課からのお知らせ

- ① 令和7年度国勢調査について
- ② ZOOM勉強会
- ③ ひろばカフェZOOM講座について
- ④ LINE公式アカウント作成講座について
- ⑤ 町会・自治会活動紹介チラシについて

(説明: 東部区民事務所長)

(質疑なし)